

第七十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 六 号

昭和五十年二月二十八日(金曜日)
午前十時三十三分開議

出席委員

委員長代理理事 田中 六助君
理事 稻村佐四郎君 理事 塩川正十郎君
理事 武藤 嘉文君 理事 森下 元晴君
理事 佐野 進君 理事 中村 重光君
理事 神崎 敏雄君
天野 公義君 内田 常雄君
浦野 幸男君 粕谷 茂君
近藤 鉄雄君 丹羽喬四郎君
萩原 幸雄君 深谷 隆司君
山崎 拓君 板川 正吾君
岡田 哲児君 加藤 清政君
加藤 清二君 勝澤 芳雄君
上坂 昇君 野間 友一君
近江巳記夫君 松尾 信人君
玉置 一徳君

出席國務大臣

通商産業大臣 河本 敏夫君
國務大臣 植木 光教君
(總理府總務長官) 福田 赳夫君
(經濟企画庁長官) 同

出席政府委員

公正取引委員会 委員長 高橋 俊英君
公正取引委員会 委員 野上 正人君
事務局經濟部長 青木 慎三君
經濟企画庁調整局長 岩田 幸基君
生活局長 渡部 恒三君
通商産業政務次官 大藪 英夫君
通商産業大臣官房審議官 松尾 信人君

委員外の出席者

法務省民事局參事官 浦野 雄幸君
海上保安庁警備救難部長 山本 了三君
消防庁予防課長 永瀬 章君
商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

委員の異動

二月二十六日
山崎 拓君 補欠選任 西村 直己君
野間 友一君 補欠選任 中川利三郎君

同日
西村 直己君 補欠選任 山崎 拓君
中川利三郎君 補欠選任 野間 友一君

同日
玉置 一徳君 補欠選任 受田 新吉君

同日
受田 新吉君 補欠選任 玉置 一徳君

同日
二月二十八日 松尾 信人君 補欠選任 正木 良明君

同日
補欠選任 正木 良明君 松尾 信人君

二月二十八日
中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四五号)

同月二十六日
中小企業者の経営安定に関する請願(高沢寅男君紹介)(第九三二号)

中小企業に対する融資を拡大等に関する請願(下平正一君紹介)(第九三三号)

公営電気料金算定基準の改定に関する請願(下平正一君紹介)(第九三三号)

外国産絹織物及び絹製品の輸入規制に関する請願(下平正一君紹介)(第九三四号)

同(中澤茂一君紹介)(第九三五号)

同(原茂君紹介)(第九三六号)

大島つむぎの振興対策に関する請願(山中貞則君紹介)(第九九六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

通商産業の基本施策に関する件
資源エネルギーに関する件
経済の計画及び総合調整に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○田中(六)委員長代理 これより会議を開きます。
通商産業の基本施策に関する件、資源エネルギーに関する件、経済の計画及び総合調整に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡田哲児君。

○岡田(哲)委員 私、非常に石油の備蓄については重大な関心を持っているのでありますが、最近水島の石油流出、四日市のタンクの火災、また昨年の秋には東京湾の中ノ瀬航路付近における大型LPGタンカーの貨物船との衝突事故、さらに四十八年などでは伊良湖水道で西ドイツの貨物船とタンカーが衝突いたしまして沈没をし、しかも沈没をした船から重油が長期にわたって流出をする、こういうようないろいろな事故を経験をしているわけでありまして、こういうようなことを考えますと、国民の中でも特に関係住民といえますが、そういう住民の中には非常に不安な気持ちが出てくると思つております。問題は、こういう事故に対する対処の仕方あるいはこういう事故を起こさないという措置をやはりきちっとつけない以上、今後の備蓄その他の問題を考えますと、なかなか大変だといふふうに思つてゐるわけでありまして。

こういう点で、まず通産大臣にお伺いをいたしたいのでございますが、現在、石油タンクの関係は自治省、消防庁、それから高圧ガスは通産省、タンカーの運輸省、石油企業関連の監督は資源エネルギー庁といふふうに分かれておりますし、また防災の關係に關しましては、法律規則などが各種各様に入り乱れておりまして、複雑になり過ぎている。こういうために、三木総理大臣が指示いたしまして、自治省を中心にした総合的な防災法の立案を急いでいるといふふうに聞いてゐるわけでありまして、特に石油関連企業の所管庁であります通産省として、この自治省の立案とは別に、独自の立場で通産大臣が指示をして、いまだ具体的な防災法の作業に取りかかっているといふふうに言われているのでありますが、この機会に通産大

臣に、どのような発想でどのような具体的な方法をいま進められておられるのか、お伺いをいたしたいと思うのです。

○河本國務大臣 いまお話がございましたように、去る一月下旬の予算委員会の総括質問におきまして、江田先生の御質問がございまして、それに呼応いたしまして総理の方から、コンビナートの保安体制、防災体制というものを早急に一元化しなければならぬ、このために自治省が中心になって至急に検討するようという御指示がございました。関係の各省からそれに基づきましていろいろな資料を出しまして、現在自治省が作業中でございます。ただいままでのところ、三月の中旬過ぎには大体の基本的な構想が固まるというふうに聞いております。通産省からも必要な資料を自治省の方に提出をいたしております。

それはそれといたしまして、通産行政の立場からコンビナートを中心とする防災体制はいかにあるべきかということについて検討をし、あわせてその法律ができるまでじきじきとむしゅうして待つておられるわけにもいきませんので、先般来具體的にいろいろな手を打っておるわけでございます。たとえばコンビナートの主要企業の責任者であるとかあるいは関係業界の代表等を集めまして、具体的に防災体制についての指示をすることとか、いろいろな手を次から次へ打っておるわけでございまして、自治省は自治省としての先ほど申し上げましたような作業を進めておるわけでございまして、通産省は独自の立場からいろいろな手を打っておるわけでございます。

○岡田(哲)委員 私のお伺いしたいと思うのは、そういう災害の起こった場合の措置ということよりも、問題は、いままでいろいろな、先ほど言いましたようなケースが出てくるわけであります、わが国のとってきている形を見ますと、どうも非常に後手後手になっていくという点から見ますと、どうしてもそういう災害が起こらないという立場をきちんといたしまして、そのためにはどうするか、起こった場合にはどうするか、こうい

う発想でなければならぬと思うのです。

そこで、六七年十月に海上安全審議会が運輸大臣に答申を提出いたしております。「海上交通規制に関する法制の整備について」の答申というところで、「海上交通を考慮に入れた工業立地政策の確立」の中では「海上交通に対する影響をも考慮した総合的、計画的な臨海地帯の開発と工業立地の規制」、こういうものが出されました。言うまでもなくいまのコンビナート、臨海工業地帯というものは、大型の鉄鋼、製鉄所あるいは大型の石油精製所、製油所、それに付随をいたしまして巨大な鉱石船それから巨大なタンカー、こういうものが組み合わさって一つ一つの臨海工業地帯というものができ上がっていると思うのです。そのために、六七年に海上の交通安全とあわせて臨海工業地帯の工場立地、こういうものについて実は答申が出されておるわけであります。その後、交通安全法等海上の交通安全については法律もできましたし、工場立地法もできていますのであります。

が、問題は、いま申し上げたような点から見ますと、非常に不備な点が多いというふうに見えるわけであります。大臣、いま申し上げたように、最近起こっている事象、事故、災害というものが、最近起こっている事象、事故、災害というもののから見て、いまのような工場立地計画ではこの災害の防止という点から見ても大変な落ちがあるというふうに見えるのであります。私は通産大臣が指示をしたという点を考えてみますと、起こった事態に對するだけでなしに、現状の臨海工業地帯のあり方というものに大きく考えをいたさなければならぬと思うのであります。そういう点について触れていただきたいと思います。

○河本國務大臣 いまお話がございました点は、防災体制が一元化していない、後手後手に回っておる、工場立地計画にも問題がある、こういうお話でございますが、私もその点は全く同意見でございます。やはり防災体制というものは強力に行わなければならぬし、強力に行うためには、これは一元化をしなければならぬ、こういうふう

それから、この防災体制というものは、先手先手と回らして初めて効果があるわけでございまして、おっしゃるようになります。後手後手と回るようなことでは、これはもう大変なことでございまして、でありますから、これは原則的なことのようにありますが、私は常に忘れてはならぬことだ、こういうふうな考えです。

また、工場立地計画等につきましても、最近のいろいろな災害事故等から考えまして、検討しなければならぬ点が多々あると思います。そういうことを総合的に考えながら防災体制というものを進めていきたい、こういうふうな思っております。

○岡田(哲)委員 そこで、いま通産大臣が指示をしておる通産省独自の立場での作業が進んでいるわけですが、この作業と総合的な三木総理大臣の指示に基づく自治省の作業との関係、これがい

○佐藤(淳)政府委員 ただいま通産省の方では、いま大臣が申し上げましたように、いろいろわれわれ事務的に検討いたしております。このわれわれの検討のやり方は二つございまして、まず第一点は、当面通産省が所管いたしております保安の問題につきまして、たとえば高圧ガス等は通産省の所管でございまして、こういうものにつきましても、水島の事故等の反省から見まして、現在われわれが運用いたしております技術基準が果たして妥当かどうか、不備なところは早急に改正しなければならぬということとございまして、これをまず第一点大至急い検討いたしておるわけでございまして、これはその成果を得次第、早急に保安技術基準の改正に踏み切りたい、こう考えております。

それから、もう一つの点は、コンビナートにおきまして各省庁、特に通産省、それから保安の関係では労働省、それから消防庁、大体この三つが主たる所管の官庁でございまして、この辺の保安技術基準の調和の問題なり、あるいは総合的な事故対策をどうするかという、コンビナートを一つのかさにつけて、その中でどういうような最も機動的で効率的な防災体制をとるかというのを第二点として検討いたしております。大体の見通しをいたしましては三月の中旬から下旬ごろにかけて、われわれはわれわれの案をまとめまして、最終的にはこれは政府一本でございまして、自治省の方と十分に調整いたしまして、最終的には一本の形に仕上げていきたい、こう考えているわけでございます。

○岡田(哲)委員 一本にして最終的に出る時期といたしまして、その見通しはいつごろですか。

○佐藤(淳)政府委員 総理の指示に基づきまして自治省が一応まとめ役になっておるわけでございまして、自治省の方の予定を伺ってみますと、大体三月中旬ごろまでは一応骨子をかためたいというふうな申しておりますので、大体その辺で大方の構想ができ上がるんじゃないかなというふうに考えております。

○岡田(哲)委員 実は二月二十日の新聞に載っているわけですが、堺・泉北臨海工業地帯を管内に持つ大阪府の堺市高石市消防本部がコンビナートの規制基準を取りまとめたということが発表になっております。これを見ますと、一つには「新設を含め全国のコンビナートを鉄鋼、石油化学、重化学などの種類に分け、市街地との距離と貯蔵物に応じて危険度一、二、三級などの地域指定をする」、それから二つ目には「指定地域ごとに危険度から逆算、消防力に応じて安全が確保できる危険物の総量を定める」、それから三つ目に「総量に基づいて防油堤の広さと高さ、タンク自体の大きさ、タンク間の距離などを定める」、こういう三つの段階の骨子で、総量規制方式に踏み切ったというふうな報じられておるわけでありますが、これについて消防庁の次長の談話も載っておりますが、消防庁としてはどういうふうな考えられているのか、お伺いをしたい。

○永瀬説明員 新聞に報道されました堺市高石市消防組合の考え方につきましては、その後私ども

消防本部の方にその資料の送付方を求めておりますが、いまだその詳細を送ってまいらないわけでございます。考え方としては持っているけれども、まだ外に出すほどまでは進んでいないような電話は受けておりますが、なお現在も早く出してくれるように、考え方の一部でもいいから出してくれるように話しております。

次長が申し上げておりますように、この構想、一つの対策としての一方でごさいますので、参りましたら十分それを検討いたしまして、取り入れるべきは取り入れていきたい、消防庁としてはかように考えております。

〔田中（六）委員長代理退席 武藤（憲）委員長代理着席〕

○岡田（哲）委員 この談話の中で、一つの方式としては注目できる、しかしだれもが納得できる科学的、客観的な基準を具体的にどう設定するかという点で、各コンビナートの立地条件も異なり、この方式を全国一律に取り入れることは、非常にむずかしい問題がある、こういうふうに出てくるわけでありまして、いまのお答えのように、まだ正式な報告を受けていない、細かいことについては聞いていないというお話であります、私はこれを見て、いままでは具体的な一つの大きな提起だというふうに判断をいたしているわけでありまして、

そういうふうな立場で、この三段階方式といえますか——いまの工場立地法でも実はなかなかそういう中身がない。しかも、企業の大規模化についての歯どめがなかなかないというふうな考えのわけでありまして、いままでの徳山の爆発、先ほども申し上げましたが、火災が起こった、あるいはタンカーの問題その他を判断をいたしてみまして、一つの非常に大きな指針が与えられたような気持ちがあったわけでありまして、消防庁はいま作業にかかっているわけでありまして、そういう三つの問題について、具体的にいままでの作業とあわせて、どのようにこれを考えているのか、その辺の考え方を伺いたいと思っております。

○永瀬説明員 先ほど申し上げましたように、内容の細かい部分、これを送ってきません、その思想の根底あるいはその取り上げます要素というものが、実ははっきりいたしませんので、それが来れば、先ほど申し上げましたように検討に入りたいと考えておりますが、確かに一つの考え方ではございます。しかし、現実にごさいますコンビナートを考えてまいりますと、石油の貯蔵タンクあるいは精製装置、また高圧ガスの装置、高圧ガスのタンク、また入ってまいります船舶、タンカー、こういうものはそれぞれ危険要素が違ふものでございまして、それぞれ危険要素の排除について考えなければならなりませんし、また一たび事故が起こりました際に、どこまで被害をどのようにならざるべきか、これもあわせて考えた上で、総合的にあるべき姿というものを幾つかのパターンに分けて立てざるを得ないかと思うのでございまして、御の考え方、かなり突っ込んでおりますれば非常に参考になりますし、今後の行政あるいは法令の上に取り上げていきたいと考えております。

○岡田（哲）委員 資源エネルギー庁にお伺いしたいのですが、工場立地法ができていたのですが、この中身というものが御存じのような状態でありまして、いま申し上げた三段階方式、これはあくまで防災という点が主になりながらできてきているのですが、この工場立地の点についての、いま申し上げた三段階方式というのはどういう関係になり、またどういうふうなことを生かしていこうかというふうな点についてお考えでしょうか。

○佐藤（淳）政府委員 実は工場立地法の所管は私どもでございますので、私から御答弁させていただきます。工場立地法は、考え方としては公害を頭に置きまして、特にコンビナートのような大型立地につきましては事前にアセスメントいたしまして、環境容量に応じた工場立地をさせようというところの考え方があるわけでございます。それ

で、相当空き地をとりまして、いわゆる緑地帯を置かせるように準則で個別工場ごとに、産業ごとに決めておまして、これから立地されるものにつきましては相当厳しい条件を付しておるわけでございます。

それで、コンビナート立地型の装置産業につきましては、大体工場の敷地が全体の二〇ないし二〇％というところでやっておりますわけでございます。すけれども、考え方としては、こういうことによりまして環境を保全していこうという考え方をとっているわけでございます。

それから、しからばその保安問題としてどういうふうな規制されておるかということでございますが、これはたとえば私どものほうの高圧ガスの関係から申し上げますと、何と言いましても民家と設備との距離が一番の問題でございます。これはいわゆる保安距離と申しておるわけでございますが、やはりコンビナート地域については特に災害が大きくなるということ想定しまして、単独立地の化学工場よりも保安距離は特段に拡大しなければならぬというふうな考え方をしております。先生御指摘のように、四十八年に徳山工場等の被害が連続して起きたもので、保安距離を格段に拡大しなければならぬということ、近いうちにわれわれの方で省令の大幅な抜本的強化をいたしまして、その中に保安距離を拡大してまいらうという考え方を取り入れております。したがっていま、この工場立地法と、各省が持っておりますところの規制の中に保安距離というものを相当強く入れてまいりますれば、この二本立てで大体先生のおっしゃるような趣旨が生かされていくんじゃないかならうかというふうに現在考えているわけでございます。

○岡田（哲）委員 徳山の場合にはあくまで行政指導だったというふうに思うのです。問題は、法規制によらない、行政指導でやってきたんですが、やはりこれは法で規制をすべきだと考えますと、この立地法を改正をしなければならぬ、こういうことになると思うのですが、その辺どうでしょう。

○佐藤（淳）政府委員 確かに先生御指摘のように、立地法で規制したらどうかというののも一つの案だろうと思いますが、現実にはわれわれ徳山の例をとりましても確かにたゞいまは行政指導でござい

ますが、今度は保安距離は法律で義務づけるつもりでございますので、一応立地法の改正を待たなくても、現実われわれの方ではできるといふ見通しに立っておりますので、先ほど申し上げましたように、立地法では相当の空き地を確保しておりますから、それと各法律の保安距離の拡大によりまして、両方相まって効果は期待できるのではないかと、こう考えております。

○岡田（哲）委員 海上保安庁にお伺いをしたいのでありますが、二月二十四日の読売新聞に出てくるわけでありまして、各企業に指示をしてそれぞれ自己防衛の体制がとられていると思うのでありますが、この記事を見る限りでは、たとえばオイルフェンス一つをとってみますと、アメリカでは風速二十メートル、波高が二メートル、潮流二ノット、それに対してオイルフェンスの高さが九十センチ。日本では風速が二メートルから三メートル、波の高さが三十センチ、潮流が〇・七ノット、高さが二十センチ。こういう非常に大きなオイルフェンスの能力の違いが見受けられるわけでありまして。水鳥事故で考えてみてもこういうオイルフェンスを使ったら下をくぐりますから、フェンスの上を通り抜けたり下をくぐったりして、実際は効果を上げなかったということが報道されております。

それからまた、油回収船の点で見ましても、全国で四十三隻、製油所の数が四十八工場あるうち、三十七カ所にこの回収船が備えられている。しかし、この回収船が実際に出動をしてやってみたら、最初のうちはよかったんでありますが、次第にもうこの能力がなくなつて、全然役に立たなくなつてしまつた。最後は、言われております結局ひしゃくでくみ上げる、あるいは関東防災の防災船が出ましても回収ポンプが役に立た

ず、水切りの穴をあけたドラムで油を吸い取った。こういったために、いまだ備えてあった設備というものが、回収船にいたしてもオイルフェンスにいたしてもその他の器材にいたしても全然役に立たなかったというふうには私は判断するわけでありませう。せっかく設備されているものが役に立たないという現実から見まして、やはりこれは早急に事後の対策を考えなければならぬ。しかも、アメリカなどの能力から見ますとたいへん違いが起きていると思うのであります。日本の国の石油事情その他から見まして、しかも世界的なコンビナートの関係から見まして、こういう点について一体どういうふうにお考えになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○山本説明員 先生御指摘の、アメリカにおきましてはオイルフェンスが非常に高性能である、日本では性能が非常に低い、そういう記事が確かに載っております。私も海上保安庁といいますが、運輸省におきましては、従来から防除資器材の開発には鋭意力を注いでいるわけでございませう。外国の器材の開発状況等についても詳細に情報の収集等に当たっております。アメリカのオイルフェンスが流速二ノットにも耐える、そういう記事がございましたので、私どもの従来入手したしております情報と若干違っております。私どもの情報によりますと、最大一ノットまでは何とか油をとめ得る、そういうふうな情報を従来から入手しておりました。私どもの見解では、アメリカにおいてもまだ二ノットに耐えるオイルフェンスはない、そういうふうに一応考えておりますけれども、なお早急にこの情報の確認をいたしたい、そういうふうな現在考えておる段階であります。

日本のオイルフェンスその他の防除資器材につきましては、四十二年にイギリスでございましたトリ・キャニオン号の大量の流出油の事故以来、オイルフェンスあるいは油処理剤、それから回収機、こういったものの開発について海上保安庁あ

るいは船舶局、港務局、運輸省の各部署がそれぞれ鋭意努力いたしておりますけれども、現在のところ、先生御案内のとおり、十分に油をせき止め、それを回収し、防除をきわめて効果的に実施する、そういう器材は世界にもまだない、そういう現状でございまして、われわれもまだ開発の途上にある、そういう段階でございませう。

回収船につきまして、水島の事故に関連して御指摘がございましたけれども、この回収装置が実は世界各國とも一番おくれっております。まだりっぱなものはできておりません。そういう関係から、現在で最も能率のいいといえますか、効率がいいといえますか、そういうものを備えつけてもらおう、そういう考え方で従来指導いたしております。

それから、この回収装置でございますが、油というものは、時間がたちますと、粘度その他において流れた当初と非常に性質が変わってまいります。流出の当初は十分に役に立つ回収機でも、時間がたちますと、回収が不能になります。したがって、私もいまして、始めのしやういふといたしましては、その当初に、始末のしやういふに極力回収する、そういう考え方で従来開発を急いでいるわけであります。水島のような事故、たとえば一週間とか十日たちますと、油はごろんのような状態になります。そうしますと、現状では、実際に作業いたしましたあいうふうな人海戦術以外にはちょっと器材では役に立たない、そういうことにもなります。回収機あるいは処理剤あるいはオイルフェンス等はそういう現状でございませう。

なお、私もいましては、水島事故にかんがみましてこういった資器材の開発には今後とも鋭意力を注いでいかなければならない、そういうふうな考えで対処いたそうといましてしております。

○岡田(哲)委員 時間がありませんので、最後に通産大臣にお伺いをしたいのでありますが、いま海上保安庁からも話がありました。この新聞で見

ますと、アメリカではアダプツというのが二十四時間で二万キロリットルの油の抜き取りをする。この前のマラッカ海峡での祥和丸のときに、これが出動をして相当な成果を上げたということが報道されているわけでありませう。日本の場合には新島で一万五千キロリットルが二カ月かかった、こういう新聞記事を見まして感ずるのと、さらに次々と起る災害、火災、爆発、それから流出、さらにはいまだまだ例を見ないのですが、地震の場合もあるでしょうし、飛行機がタンクに墜落する場合もあるでしょうし、おそらくこの石油タンクを付近に控えている住民の不安というものは相当強いと思うのです。

そこで、今後さらに備蓄を九十日にふやしていくというわが国の立場から判断をいたします。そういう住民の協力を得なければならぬと考へますので、問題は、工場立地のあり方、災害をどういふふうを防ぐか、起こった場合には、いま申し上げたように非常に短時間の間に、国民の目から見ても、非常に機動力があつて頼りがいがあると、こういう気持ちを持つて、水島を見ましても、いま言ったように、ひしゃくでくみ上げる。最近のような巨大なコンビナート、巨大なタンカー、こういう時代のときに、ちょうど原子爆弾に対して竹やりという感じが非常に不安が強いと思うのであります。こういう不安がある以上、これから備蓄政策を推進していく立場から見まして、私はいかに備蓄が大事だといふふうな考えようとも、国民のこういう気持ちをなくさない以上協力を仰ぐことはできぬ、こういうふうな非常に心配をすることでありませう、このような事故と現在の体制の中でこの備蓄を進めていく、こういう通産省の方針との関係について、あるいはまた決意について、対策について、そういう点を含めて大臣からお答えをいただいで終わりたいと思ひます。

○河本國務大臣 いまいろいろお話がございしましたが、その一つは、とにかく防災対策が一元的でない。一元的ではありませんから、機敏かつ機動的

に行動できない、責任体制も不明確である、こういう大きな問題があると思ふのです。でありますから、やはり何といたしましてこの一元的な責任体制というもの、これを明確にしなければならぬ、こゝろ思ひます。そういう趣旨を含んでいま自治省が作業をしておられるわけでございませう。

それから第二点は、装備が非常に不十分であると御指摘がございましたが、これも全く私、同意見でございます。近代的な装備を十分持つためには、私は資金を惜しまなく投入しなければいけない、かように思っております。また、防災対策といふものは、地域の方々に安心を与えるということだけではなくして、わが国の産業政策を進めていきます上においてやはり絶対に必要な前提条件だと思ふのです。いま備蓄政策のお話でございますが、備蓄も含めまして、この防災体制を完全にいたしましたして、産業政策そのものに対して安心感を与える、こういうことにしなければならぬと思ひます。御指摘の点は十分かみしめまして今後の行政に反映させていきたいと思ひます。

○岡田(哲)委員 大臣、私の一番聞きかかったのは、そういう点と備蓄——これから備蓄は大事であります、それを推進していく立場で、備蓄の点について、ちょっとお答え願ひたい。

○河本國務大臣 これは備蓄政策を進めるということのためにも、やはり災害が相次いで起こつておるといふふうなことでは、地元の方々に御了解を得られませんか、あくまでこの防災体制を完備していく、これを前提条件として、地域の方々の御理解を得ていきたい、こういうことではないと思ひます。

○武藤(憲)委員長代理 板川正吾君。板川委員、私は独禁法改正の問題について、総理府総務長官、通産大臣、公取委員長、法務省に伺いたいと思っております。

独禁法改正の政府案がまとまって、関係省庁と総理府が中心になって協議中と伝えられております。まず、政府案の中で私どもとしては看過できない点があると思ひますから、その点に

約を果たすためにということになれば、泣いて罵詈を切るのではないが、罷免権を発動するほかはない。あるいは大臣がみずから君前に憤死をする、辞任する。こういう三つの道しかないわけであり、場合によっては、これは内閣不統一の責任を問われるおそれもある、私はこう思いますが、いずれにしても、熟慮の上に行動されることを希望いたします。

ただ、私は一言、若干私的なことにかかわって

申し上げてみたいと思いますが、大臣は政治家としてあるいは三光汽船の社長として今日に至ってやるわけであります。特に経済人として三光汽船を今日のような大会社に育て上げ、株式の持ち合いなどを通じて経済的な成功を勝ち取ってきた。

流れを見て、この問題について善処をしてもらいたいと思います。

実は、もっと詳しく申し上げたいのであります。が、時間の関係もありますから、以上を申し上げます。また後に折りに触れて質問いたします。

総理府総務長官に伺います。

わけではない、そして大きくなったのだ。しかるに、それが大きいということ、あるいは株の持ち合いをするのが悪いということであれば、自分の政治的あるいは経済的哲学が根本から崩れる、だからがまんできないというような感じがいたします。通産大臣のこの反対の行動というのは、実はわれわれとしては異常な感じがするわけであります。

しかし、考えてもらいたいことは、かつて財閥解体のときに、国民の中には日本を弱体化するための占領軍のさしがねだと反対した者もあった。しかし、財閥の支配から脱した各種の企業はそれぞれりっぱに独立をし、そして競争を通じて今日のような経済的な発展をしたと思います。さらに、当時行われました農地法、地主制度を追放するという新しい制度は、自作農主義をとったために

政府素案の中に独占の排除措置として營業の重要な一部譲渡、資産の譲渡、株式の処分等を公取が命ずる場合は「あらかじめ主務大臣と協議する」とありますが、この総理府がまとめた素案の内容は、中では、「あらかじめ」というのは一体いつの段階を考へておるのか、ひとつ明らかにしてもらいたいと思ふのです。企業を分けるということとは伝家の宝刀である。だから、伝家の宝刀を取り出す前にあらかじめ話し合うのか、取り出してつかに手をかけるときに相談するのか、つかに手をかけて抜く前に相談するのか、抜いてから切る前に相談するのか、伝家の宝刀を例に取り上げてみましたが、どういふ段階で、あらかじめ内閣なりあるいは主務大臣と相談するということをお考へになつておるのか、素案の内容について伺います。

○樺木國務大臣　お答えを申し上げます。

の生産はすでに七〇%もふえておる。これは自作農主義をとったために農民の働く意欲が大きくなって、七〇%も米の収量がふえておるといふ実態。さらに、小さな国になり、しかも労働組合などができてストライキなんかやったら日本経済はつぶれるだろう、こう言っておったにかかわらず、今日日本経済がこのような発展を来した。これはみな一つの過去の事態にとらわれて将来を見ない、こういうことにあると思います。官僚のなわ張り根性からきた感情的な反対論というのは、私は避けなくてはならぬと思います。今後の日本の経済は、もはや従来のように高度経済成長を続けるわけにはいかない。大企業の独占の弊害、寡占の弊害というものが具体的にしやすい体質になってきた。だから、独禁法を改正するということとは時代の要請なのであって、総理が主張するのも私はここにあると思う。ぜひひとつ時代の

いたしましては、いまお話ししましたような点を含めまして、ただいま事務レベルの折衝が終わりました。関係閣僚との折衝に入っているでございます。そして、総理府素案そのものはただいま作成中であるという状況でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○板川委員 新聞では総理府素案とか独禁法の政府素案とかいろいろ書いてありますが、では正式に発表をした、しないは問いません。しかし、そういうものが議論されたことは事実だと思えますから、それを前提にして伺ってみたいと思います。

抜く前にあらかじめ協議せよということ、これは場合によりますと実は公取の独立権、中立性というのを侵すことになります。しかし、ある段階で政府の意見を十分に申し上げようというのであれば、これは御承知のように独占禁止法六十一条で、審判中公務所、いわゆる政府は十分意見を言う機会があるわけです。ですから、現在六十一条で政府関係者が独禁法の運用について意見を開陳する公の場もあるのです。ですから、それがあつたにあらかじめ聞くということになりますと、こ

れは事前に、伝家の宝刀に手をかける前に内閣に相談をし、あるいは主務大臣に相談をするということになる。そうすると、仮にそういうことが明文化されることになれば、これは独占禁止法二十八条を改正せざるを得ないということにもなり得ると思うのです。独占禁止法二十八条は、御承知のように公取は独立してその職務を行うとされておりました。総務長官や総理大臣の指揮を受けずに、独禁法の運用については独立して厳正、公正に運用する権限を法律上与えられておるということになっておるわけであります。公取は確かに国家行政組織法三条による委員会で、行政機関であります。しかし同時に独禁法の目的を達成するためには違反者を摘発し、これを処分する、こういう準司法的な機能を持っております。ですから、公正取引委員会委員は独禁法三十一条で、裁判官のように自分の保障がされておる。自己の意に反して罷免されないという身分保障がされておる。こういう

いけば一種の司法官的な待遇も受けておる者に、事前に主務大臣あるいは内閣と協議せよというのは、裁判官に、判決を下す前に政府と相談しろということにもなるわけでありまして、これはもう公取の独立性、中立性というものが失われる非常に重要な改悪になるおそれがあると思います。

の「あらかじめ」の段階によつては。ある段階なら、独禁法六十一条で当然意見を言ひ得る機会があるわけでありませう。政府は、これは営業の護謄命令の一部だ、全般にかかっているわけではないのだ、一部だからいいじゃないかという軽い気持を持っておられる人もあらうと思います。しかし、これはいけば外堀を埋めるということであり、外堀を埋めることを認めることは本城の落城を認めることにもなるわけでありまして、これは独禁法運用上、根本的な改悪に通ずるわけでありまして、そういう意味で、私は「あらかじめ」という問題を重要視するわけでありませう。この点について、総務長官はどうお考えですか。

○植木国務大臣　先ほど申し上げましたように、ただいま法案の取りまとめに当たっているのでご

ぞいまして、独占禁止法の第二十八条に明定せられております公正取引委員会の持っております職權行使の独立性というものを侵すようなことは一切考えておりません。

○板川委員 公取委員長、伝えられておる内閣、あるいは主務大臣との協議事項、これはまだ正式な発表じゃないと言われますが、仮にこういうことが出た場合に、公取の独立性という面からどういようなお考えを持っておられますか。

○高橋(俊)政府委員 ただいま総務長官がお答えされましたように、また案の内容が固まっておりますので、いらないその段階で仮定の御質問でございますが、いやくも二十八条に定められている法律上の独立性、これがなければ、私どもの職務はとも公正に執行されないという考えを強く持っているものであります、どのような形であれ、それを侵すといひますか、その権限を奪うといひものに対しては、いま総務長官もはっきりお答えになりました。

たが、どういふ形かの問題ではなくして、実質的にそういうことが行われるならば、私どもはどうしてもこれを承服するというわけには参りません。決めるのは政府でございませうけれども、しかし私どもはそれは絶対の条件ではないかと考えております。

○板川委員 わかりました。二十八条の精神というものは、これはもう絶対に変えることのできないものだと思います。総務長官もそう約束しておられますから、先に進みます。

総務長官に伺いますが、これまで素案と言われているものの中ですが、いざれ議論になったと思えますから申し上げますが、会社分割の規定がありません。独禁法を改正、強化するというのは三木内閣の公約であって、この公約から考えますと、会社分割規定がないことは、いわば画竜点睛を欠くか私どもは思います。譲渡命令でも実質的には同様の措置がとれるという考え方もあります。たとえば、ある会社をつくらせてそこに譲渡しろということ、譲渡命令というもので実質的には分割も可能だ、できる、こういう考え方もあると思えます。そういう方法もあると思えますが、しかし法理論上分割規定がないということは、私的独占の排除措置として私はまことに不十分だと思っております。別にこれは伝家の宝刀を振り回せという意味ではありませんが、公取は独占禁止法の目的を果たすために、私的独占を行っておるといふ企業に対して譲渡命令は確かに出せます。しかし、譲り受ける側に命令をもって強制するということは不可能な論理になるわけでありませう。ですから、企業側が抵抗すれば譲り受け人に見当たらずということになる可能性もありますし、将来公取委員長が独禁法というものを見た場合に、譲渡命令というものには分割は含まれない、だから譲り受け人に見当たらないければそれはできないのだ、こういう解釈をする可能性もあるわけでありませう。ですから、会社分割の規定というのは、商法を改正しなければ絶対できないという考え方は、最近法務省もとらなくなった

ようであります。伝家の宝刀として会社分割の規定を独禁法の中に入れることによって、譲渡命令も、必要があった場合にスムーズに運用されるということになるだろう、私はこう思っています。この会社分割を入れるという問題については、学者間ではほとんど異議はなかった条項であります。伝えられる素案の中にこの分割命令が入らないという空気が強いようですが、この点をどういふうにお考えになっておられますか。

○植木国務大臣 総理の指示を受けて改正案を作成するに当たっては、公正で自由な競争の原理を経済活動の中に生かしますためのルールのづくりをすることによりまして、一般消費者の利益を確保し、さらに国民経済の民主的な健全な発展を促進するというこの目的のもとに、たゞいま法案の取りまとめに当たっているものでございまして、その趣旨に沿いました法案をつくるのでございします。たゞいまお話がございました個々の具体的な項目につきましては、現在どのようなことになっているか、そしてその場合にはどうなるかということにつきましまして、いまの段階では申し上げることを差し控えておきたいと存じます。〔通産大臣はその問題に触れたじやないか〕と呼ぶ者あり。

○板川委員 総務長官はまだ政府の案が固まっておらない、その固まる前に話し合っているんだらう、こういうことだろうと思いますが、いま話があるように、すでに通産大臣はその問題について先ほども正式に意見を発表しているわけでありませう。いずれにしても企業分割ということが入らなければ画竜点睛を欠くということを念頭に置いてもらいたい。

次に、時間の関係もありますから申し上げますが、やはり素案の中で、独禁法問題調査会というのをつくるのだということが載っております。この独禁法問題調査会というのはどのような性格のものなのか、あるいは必要と思われるのか、あるいはこれを法定化する、ちゃんと明文文化するおつもりか、あるいはメンバーはどういう構成

成を考えておられるのか、こういった点を明らかにしてもらいたいと思っております。

昔、御承知のように岸内閣時代に同じような名前の機関があったのであります。メンバーはミスターカルテルと言われた八幡製鉄の稲山氏を中心にして財界あるいは御用学者等を集めて、独禁法調査会というのをつくって独禁法の改悪をめぐらんだのであります。われわれが反対してそれをつぶした記憶があります。そのメンバーをわれわれは当時カルテル友の会のメンバーと呼んだ、全部カルテルを一生懸命やっている会社の関係者だけ集まって独禁法を改悪しようということであつて、カルテル友の会と言ったのであります。今度の調査会もことによるとカルテルあるいは独禁法改悪友の会になるかもしれません、そういう可能性もあるでありますが、この構想を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○植木国務大臣 各界の御意見を聞きましております中で、そういう調査会をつくってはどうかという御意見もございまして、検討の対象にいたしましたことはございしますけれども、公正取引委員会の独立性という点もございまして、その点も調査会をいまして、たゞいまのところそういう調査会をつくるという考え方は持っておりません。○板川委員 たゞいまのところ持っていないということなりました。

私は素案について一、二しか伺っていないわけですが、伝えられる素案の内容を、いま私どもはこれをいと言っておるわけではございませう。ただ、いままで伺った点は、実は独禁法運用上非常に重要な問題で、これを見逃すことはできないという意味で伺ったわけでありませう。他の問題点については、いざれ法案がまゝり次第に伺う機会があると思ひます。

次に、法務省に伺いますが、独禁法二十五条と二十六条の関係について伺いたいと思ひます。御承知のように独禁法二十五条では無過失賠償責任というのを事業者にかけております。そして、その賠償責任の請求権は、二十六条で審決確

定後に発生するという規定がございします。これはカルテルなどで被害をこうむった一般消費者を救済するための規定だと思ひますが、法務省はこの点どうお考えですか。

○浦野説明員 たゞいま御質問の点でございしますけれども、独禁法二十五条は、二十六条で規定してございしますように、公取委が独禁法に定められている要件で違法行為があるという認定をした上で、無過失損害賠償責任を課する規定を設けたわけでございますので、あくまでも被害者の救済のために役立つという趣旨で設けられているものと考えております。

○板川委員 被害者というのは一般消費者だ、この解釈していいわけですね。しかし、この二十五条、六条の一般消費者の損害を救済するための規定が、実は実際には動いてない、実際の効果を持てない、一般消費者の救済になっていないという問題があります。御承知のように、審決が確定するまで争いがあれば、公取で審決を下すまで相当な時間がかかる。さらに、それが高裁と最高裁に行くということになれば、それが時間がかかるといふのは、被害者は非常に多数ですが、一人一人の被害というものはごく少ない。これは石油カルテルの被害者の例を見ても御承知のとおりであります。争いとなれば、裁判の費用あるいは弁護士費用、調査費、こういう費用がかかり、損害の請求額は民法四百六十六条によつて実損主義をとられておる。結局、費用をかけて損害賠償請求をやっても金額はわずかである。しかも、それはアメリカのように三倍の損害賠償はできない、損失をした実額しか取れないということになっておりますから、結局被害者は泣き寝入りするほかない。これでは私は実際に社会的な不正を是正するののです。三木内閣は社会的な不正を是正するのと言っているのですが、これは確かに法制上では救済される余地があつても、実際上は救済されない。だから、これを改善するために、クラスアクション、集団訴訟という制度を取り入れるべきだ

と思いますが、法務省はこういう点をどうお考えですか。

これは、たとえば独禁法で企業分割する場合に商法の改正がなければできない、こんなことを当初法務省は盛んに言っておった、最近はその主張がなくなったが、そういうように独禁法改正についてはけしからぬとか何とか言いながら、こういう独禁法上のいまの矛盾、不公正な実態というのを法務省はしからばどういふうに解決しようとしておられるのか、その点のお考えを聞かしてもらいたい。

○浦野説明員 ただいまの御質問でございますが、アメリカにおいてクラスアクションが行われていることは、先生の御指摘のとおりでございます。なお、このクラスアクションは、御承知のとおり明確な団体性がない集団に属する者が、その一人または数人が全体の団体を代表して訴訟を起こすことを認め、もっと重要なことは、その訴訟の結果が勝訴、敗訴を問わず、全集団にその効力を及ぼすというところにそのリットと申しますか、特色があるわけでございます。

これをアメリカ流の説明を用いますと、多数の消費者が欠陥商品を買ったという場合に、その代表者一人または数人が訴え出て、何十万人あるいは何百万人という消費者全体にその効力を及ぼすような裁判をすることができるということになるわけでございまして、ただこれはアメリカにおいて盛んに問題を提起されている点、その何十万人という訴訟を、自分は提起しないけれども、提起したと同一ような効力を及ぼされる者が、どういふ形でその訴訟に入っていくのかというところが非常に問題になるわけでございまして、これをわが国にも導入いたすというのを考えますと、たとえばクラスに属する者はだれなのか、あるいは自分が代表者だと言って出てきた資格、能力を持っているのかどうかというこの判断をしなければなりませんし、またその効力が、勝訴、敗訴を問わず全原告に及ぶということにな

りますものですか、それをどのように判断していくのか、こういう点で法律上いろいろな問題点があるわけでございまして、よく慎重に検討した上で対処すべきものと考えておられるわけでございまして。

なお、現行法におきましても、クラスアクションという制度はわが国にございせんけれども、選定当事者という制度が民事訴訟法に設けられてございまして、これは多数の原告なら原告が訴えを提起するときに、その中から代表者を選びまして、その代表者が訴訟を遂行する。そして、その結果は、隠れた選定当事者を選任した者に及ぶという制度がございまして、それが多く使われるということが期待されますし、またもう一つは、かような事件につきましても、大体代理人を選任するということが普通のものでございまして、弁護士を選任すれば、これは相当多数の当事者でも訴訟遂行には支障がないという面から、実面上の面からもさほど不都合がないのではないだろうかというように考えておられるわけでございまして。

○板川委員 これは公取委員長と法務省に聞いてもらいたいのですが、現在は公取の審決確定前でも、一般消費者は民法七九条によって違法者に對して損害賠償の請求はできる、こう思います。もちろんその場合には、これは原則に従って違反事実の举证責任は請求者側にあるということとは当然だと思います。

それはそれとして、今度は二十六条の場合には、審決確定後でありますから確定後の請求権、私はこの審決確定後の場合は、クラスアクション制度を設けてもいいんじゃないでしょうか、こう思うんですね。審決が、とにかく公取の段階で争われ、さらに争いが残れば高裁に行き、高裁に行けば、間違つた主張がされればそれは通らない、あるいは判決に従わざるを得ません。こういう場合には、私はこのクラスアクション制度というものは、審決が確定後ならば、どこかあるところで請

求をし、その請求したことが認められた場合に全体に及ぶ、こういう制度がつくられていいのではないだろうか、そうであれば、幾らか一般消費者の被害というものが救済される道が開かれると思うのですが、この点をどうお考えでありますか、公取と法務省に伺いましょう。

○高橋(俊)政府委員 独占禁止法違反の審決確定後の場合はクラスアクションを認める、こういうふうには単独にそれだけを定めることは、恐らく訴訟法上問題だと思ふのです。いま法務省の方から答えがありました、クラスアクション制度そのものについて、全般的にどうするかというのを考えなければならぬ。その場合に実はいろいろ問題がある。アメリカでも実は違憲ということではないのですけれども、問題点が二つばかり指摘されておるようでありまして、そういうふうには、いまでもよりかはちょっとそれをやるきっかけが制約されるようになつておられます。そういうこととでありまして、やがて後退のきみがあるのです。法務省がクラスアクションを独禁法違反事件の場合のみ取り上げるといふことには、ちょっと問題があるかと思ひます。やはり訴訟法上全体の問題として御検討願ひなければいけない問題だと思ひますが、私どもは、それは消費者に限らずに、要するに独禁法違反によつて損害を受けたものの救済が現在程度でいいかということについては疑問を持っております。それは確かにおっしゃるとおりでありますから、前向きに考えたいと私ども思ひますけれども、クラスアクションの制度そのものがいいかどうかという点については、私どもだけでは決定いたしかねる問題であるということをおし上げたいと思ひます。

○浦野説明員 ただいまの公取委員長の御説明で尽きておりました、私が申し上げることはございませぬけれども、一、二つけ加えておきたいです。クラスアクションの問題は、先ほど申し上げましたように、アメリカにおきましても非常に訴訟法上の問題がございまして、それをどう解決するかということが一つの大問題であらうかと思ひます。特にこれは他の当事者に対してどのように訴訟を告知するかということが憲法上の問題にもつながつてまいりまして、昨年の五月二十八日のアメリカの連邦最高裁判所では、これを非常に厳格に解釈しなければならぬと言つておりますので、もしそうなりますと、果たして被害者の救済になるのかどうかということが問題になるかと思ひます。

なお、いま公取委員長から御説明がございまして、独禁法だけの事件についてこれを取り上げるということは非常に困難でございまして、公害訴訟等、多数当事者訴訟がほかにもございまして、その中で、それとの関連で、いま申しましたような訴訟法上の問題点を結めながらなお慎重に検討いたしたい、かように考えております。

○板川委員 法制局に相談すると、クラスアクション制度というのは、独禁法から入るよりも公害救済法の方から入ったのが筋道だ、こう言われておることばかりです。私はいま言ったように独禁法一般、たとえば七九条で請求した、そういうものじゃなくて、二十五条、二十六条で審決が確定したのだから、そして相手方は自分の非をとかく認めて自分の不利益を認めたのだから、審決に従うのだから、そこで損害の請求権というものは、いろいろの方があつて、それから、あつたら、全部にそれが行き渡るというクラスアクション的な制度が考えられないものかどうか、こういうことを聞いておられるのであります。法務省を特に呼んだのは、独禁法改正だといふときには、反対の方の議論は大変熱心に研究されて、消費者を救済しようという法理論は余り熱心に研究していないような感じがしますから伺つたわけでありまして、ひとつ消費者の救済ということも公取ともども検討してもらいたい、こう思ひます。

公取委員長にせっかくですから一言注文をしておきたい。これは公取委員長に注文するというのが妥当かどうか分かりませんが、「独禁法運用と

今後の問題点」という論文を、呉文二という公正取引委員会の委員が、昨年の八月十五日の日本経済研究センター会報二百三十号の特集「企業行動のルールを探る」という中に載せておる。昨年の八月十五日と言へば、すでに独禁法改正研究会が開かれており、しかもこの委員はそのメンバーであるということ。ところが、この論文を見ますと、寡占状態は全く心配ないと言っており、物価が上がるのはインフレと石油ショックが原因であつて寡占やカルテルによつての物価値上がりじゃない、こういうことで、いわば寡占やカルテル者に免罪符みたいな論文を出しておられます。これはすでに独禁法改正研究会の委員としてのメンバーであり、そういう議論をしておる中でこの公取の委員があえてこういう論文を発表する理由はないと私は思うのです。何か日銀の政策委員とかをやつておつた人だそうでありますが、それは日銀の政策委員が何かを言う立場で書くのなら別だけれども、公取の委員として書くのはどうも適切じゃない。しかし、これはここで適切じゃないと言つても、自己の意に反してどう言われる筋はない、独立権を持っておりますから言いません。また、これは公取委員長に文句を言ったところで、五人の公取委員というのは同じ資格で、公取委員長がこれを指揮権をもつておまへしからぬぞと言う資格がない。多数決で平等だという公取委員会の運用でありますから、この公取委員の言動を公取委員長の監督不行き届きだとは申しませんが、こういう議論は公正取引委員として適切な議論ではないということ。この委員会で議論があつたということをつつて伝えてもらいたいということ。私は要望いたします。

問題で、通産省が幾ら工場をつくらうと思つてもそれは環境上好ましくない、こう言う権限があるのではありません。環境庁にはある。それはなぜあるかと言へば、公共の福祉を守るといふ立場から、通産省の一般的な権限を規制できる法体系になつておる。そういう権限を持つておる。だから、公取が私的独占を排除するといふ立場から、通産省の産業政策の一部に介入したとしても、それを通産省が全面的に産業政策に介入したのはけしからぬと言ふのは行き過ぎじゃないでしょうか。どうも私はこの辺は、通産官僚の感情的な反対理論を大臣が余り素直に取り過ぎてゐる感じがいたしますから、意見として申し上げておきましょう。

それから、原価の公表に対して反対だと言つておる。これは現在、独禁法の四十条で公取に調査権があるじゃないか、こう言われております。だから、それを使ひたいじゃないか、あえてこれの必要はないと言ふ。そうしますと、四十条で同じような趣旨をやらせることを通産省は認めておるのではありません。そうだとすれば、四十条、これは自主的に競争制限があるといふことをある程度証明をつかまないと働かない規定だと思ひますが、カルテルは一般の中企業も含めて小さい企業がお互いにカルテルを結ばなくちゃ価格の値上げができな、こういう制度、今度はこれが非常に厳しく取り締まられておる。ところが、数社あるいは片手か十社か、それ以内の寡占体系の中で、寡占的な企業の中で、暗黙の了承の中でカルテルと同じような行為が行われるといふおそれがある。だから、そういう場合には一々四十条といふことでなくて、制度的に価格の内容について調査をして、あるいは届け出をさせる、こういうことでありますから、四十条でやれるといふことを認めておるならば、今度の原価公表の総理府原案に反対だといふ論旨が成り立たないと思ひますね。

それから、第三点の株式の保有制限、これは当初の案は純資産の二分の一だ。今度は百億以上、純資産の類だ、こういうふうに分の二の一をはずして大変緩やかになった。どれだけこれにひつかつておるのかと調べてみたら公取案では二分の一ですが、五十七社、今度は純資産の額が資本金かどっちか大きい額、本当は小さい額といふならわかるのだけれども、大きい額といふことになると思つて見たら三光汽船がひつかからなくなつてしまつた。これは余談ですが、実は三光汽船が適用されないといふことになる。まさかそれで通産大臣、反対してきたわけではないでしようけれども、しかし株式持ち合いが、実は近代独占と言われる中で非常に力を持つてきたのです。お互いに株を持ち合う。これは私も資料をつくつたのがありますから後で見せてもいいのですが、三菱グループではお互いに二六〇〇持つておる。株式の持ち合い数が総額三十一億株、住友グループでは約九億株、三井グループでは十三億五千万株、こういうふうに相互に持ち合いをして、そして大企業がグループをつくつてお互いにグループで市場支配を行う、こういう危険性があるから、この株式持ち合いについての規制を加えよう、こういうことであります。せつかく私的独占といふ一企業体を分割しても、こういうふうにグループの規制がなければ、実は近代独占といふものの取り締まりができない。独禁法等に制約を加えようといふなら、この問題を当然取り上げなくちゃならぬと思ふのであります。これはアメリカでも御承知のよう、銀行は五〇以上持つてはいけない、こういう規定がすでにあります。あるいは競争会社の株は持つては悪いといふ規則ももうすでにあるわけですから、すなわち、株式の総量規制に疑問があるとか、あるいは総資産の百分の五か純資産のいづれか大きい方で律していけといふことに反対するといふことは、経済の実態といふものを通産大臣は知つていない、私はこう思ひます。

午後一時十四分開議

午後一時十四分開議

午後一時十四分開議

午後一時十四分開議

時間であり、その重要な一部譲渡を命ずることは、産業政策に介入するのでこれはもう絶対に容認できないという論理は、これは私は一般的じゃないと思ひますね。それでは、環境庁は公害問題で、通産省が幾ら工場をつくらうと思つてもそれは環境上好ましくない、こう言う権限があるのではありません。環境庁にはある。それはなぜあるかと言へば、公共の福祉を守るといふ立場から、通産省の一般的な権限を規制できる法体系になつておる。そういう権限を持つておる。だから、公取が私的独占を排除するといふ立場から、通産省の産業政策の一部に介入したとしても、それを通産省が全面的に産業政策に介入したのはけしからぬと言ふのは行き過ぎじゃないでしょうか。どうも私はこの辺は、通産官僚の感情的な反対理論を大臣が余り素直に取り過ぎてゐる感じがいたしますから、意見として申し上げておきましょう。

それから、原価の公表に対して反対だと言つておる。これは現在、独禁法の四十条で公取に調査権があるじゃないか、こう言われております。だから、それを使ひたいじゃないか、あえてこれの必要はないと言ふ。そうしますと、四十条で同じような趣旨をやらせることを通産省は認めておるのではありません。そうだとすれば、四十条、これは自主的に競争制限があるといふことをある程度証明をつかまないと働かない規定だと思ひますが、カルテルは一般の中企業も含めて小さい企業がお互いにカルテルを結ばなくちゃ価格の値上げができな、こういう制度、今度はこれが非常に厳しく取り締まられておる。ところが、数社あるいは片手か十社か、それ以内の寡占体系の中で、寡占的な企業の中で、暗黙の了承の中でカルテルと同じような行為が行われるといふおそれがある。だから、そういう場合には一々四十条といふことでなくて、制度的に価格の内容について調査をして、あるいは届け出をさせる、こういうことでありますから、四十条でやれるといふことを認めておるならば、今度の原価公表の総理府原案に反対だといふ論旨が成り立たないと思ひますね。

それから、第三点の株式の保有制限、これは当初の案は純資産の二分の一だ。今度は百億以上、純資産の類だ、こういうふうに分の二の一をはずして大変緩やかになった。どれだけこれにひつかつておるのかと調べてみたら公取案では二分の一ですが、五十七社、今度は純資産の額が資本金かどっちか大きい額、本当は小さい額といふならわかるのだけれども、大きい額といふことになると思つて見たら三光汽船がひつかからなくなつてしまつた。これは余談ですが、実は三光汽船が適用されないといふことになる。まさかそれで通産大臣、反対してきたわけではないでしようけれども、しかし株式持ち合いが、実は近代独占と言われる中で非常に力を持つてきたのです。お互いに株を持ち合う。これは私も資料をつくつたのがありますから後で見せてもいいのですが、三菱グループではお互いに二六〇〇持つておる。株式の持ち合い数が総額三十一億株、住友グループでは約九億株、三井グループでは十三億五千万株、こういうふうに相互に持ち合いをして、そして大企業がグループをつくつてお互いにグループで市場支配を行う、こういう危険性があるから、この株式持ち合いについての規制を加えよう、こういうことであります。せつかく私的独占といふ一企業体を分割しても、こういうふうにグループの規制がなければ、実は近代独占といふものの取り締まりができない。独禁法等に制約を加えようといふなら、この問題を当然取り上げなくちゃならぬと思ふのであります。これはアメリカでも御承知のよう、銀行は五〇以上持つてはいけない、こういう規定がすでにあります。あるいは競争会社の株は持つては悪いといふ規則ももうすでにあるわけですから、すなわち、株式の総量規制に疑問があるとか、あるいは総資産の百分の五か純資産のいづれか大きい方で律していけといふことに反対するといふことは、経済の実態といふものを通産大臣は知つていない、私はこう思ひます。

時間であり、その重要な一部譲渡を命ずることは、産業政策に介入するのでこれはもう絶対に容認できないという論理は、これは私は一般的じゃないと思ひますね。それでは、環境庁は公害問題で、通産省が幾ら工場をつくらうと思つてもそれは環境上好ましくない、こう言う権限があるのではありません。環境庁にはある。それはなぜあるかと言へば、公共の福祉を守るといふ立場から、通産省の一般的な権限を規制できる法体系になつておる。そういう権限を持つておる。だから、公取が私的独占を排除するといふ立場から、通産省の産業政策の一部に介入したとしても、それを通産省が全面的に産業政策に介入したのはけしからぬと言ふのは行き過ぎじゃないでしょうか。どうも私はこの辺は、通産官僚の感情的な反対理論を大臣が余り素直に取り過ぎてゐる感じがいたしますから、意見として申し上げておきましょう。

午後一時十四分開議

午後一時十四分開議

午後一時十四分開議

午後一時十四分開議

今後の問題点」という論文を、呉文二という公正取引委員会の委員が、昨年の八月十五日の日本経済研究センター会報二百三十号の特集「企業行動のルールを探る」という中に載せておる。昨年の八月十五日と言へば、すでに独禁法改正研究会が開かれており、しかもこの委員はそのメンバーであるということ。ところが、この論文を見ますと、寡占状態は全く心配ないと言っており、物価が上がるのはインフレと石油ショックが原因であつて寡占やカルテルによつての物価値上がりじゃない、こういうことで、いわば寡占やカルテル者に免罪符みたいな論文を出しておられます。これはすでに独禁法改正研究会の委員としてのメンバーであり、そういう議論をしておる中でこの公取の委員があえてこういう論文を発表する理由はないと私は思うのです。何か日銀の政策委員とかをやつておつた人だそうでありますが、それは日銀の政策委員が何かを言う立場で書くのなら別だけれども、公取の委員として書くのはどうも適切じゃない。しかし、これはここで適切じゃないと言つても、自己の意に反してどう言われる筋はない、独立権を持っておりますから言いません。また、これは公取委員長に文句を言ったところで、五人の公取委員というのは同じ資格で、公取委員長がこれを指揮権をもつておまへしからぬぞと言う資格がない。多数決で平等だという公取委員会の運用でありますから、この公取委員の言動を公取委員長の監督不行き届きだとは申しませんが、こういう議論は公正取引委員として適切な議論ではないということ。この委員会で議論があつたということをつつて伝えてもらいたいということ。私は要望いたします。

問題で、通産省が幾ら工場をつくらうと思つてもそれは環境上好ましくない、こう言う権限があるのではありません。環境庁にはある。それはなぜあるかと言へば、公共の福祉を守るといふ立場から、通産省の一般的な権限を規制できる法体系になつておる。そういう権限を持つておる。だから、公取が私的独占を排除するといふ立場から、通産省の産業政策の一部に介入したとしても、それを通産省が全面的に産業政策に介入したのはけしからぬと言ふのは行き過ぎじゃないでしょうか。どうも私はこの辺は、通産官僚の感情的な反対理論を大臣が余り素直に取り過ぎてゐる感じがいたしますから、意見として申し上げておきましょう。

それから、原価の公表に対して反対だと言つておる。これは現在、独禁法の四十条で公取に調査権があるじゃないか、こう言われております。だから、それを使ひたいじゃないか、あえてこれの必要はないと言ふ。そうしますと、四十条で同じような趣旨をやらせることを通産省は認めておるのではありません。そうだとすれば、四十条、これは自主的に競争制限があるといふことをある程度証明をつかまないと働かない規定だと思ひますが、カルテルは一般の中企業も含めて小さい企業がお互いにカルテルを結ばなくちゃ価格の値上げができな、こういう制度、今度はこれが非常に厳しく取り締まられておる。ところが、数社あるいは片手か十社か、それ以内の寡占体系の中で、寡占的な企業の中で、暗黙の了承の中でカルテルと同じような行為が行われるといふおそれがある。だから、そういう場合には一々四十条といふことでなくて、制度的に価格の内容について調査をして、あるいは届け出をさせる、こういうことでありますから、四十条でやれるといふことを認めておるならば、今度の原価公表の総理府原案に反対だといふ論旨が成り立たないと思ひますね。

それから、第三点の株式の保有制限、これは当初の案は純資産の二分の一だ。今度は百億以上、純資産の類だ、こういうふうに分の二の一をはずして大変緩やかになった。どれだけこれにひつかつておるのかと調べてみたら公取案では二分の一ですが、五十七社、今度は純資産の額が資本金かどっちか大きい額、本当は小さい額といふならわかるのだけれども、大きい額といふことになると思つて見たら三光汽船がひつかからなくなつてしまつた。これは余談ですが、実は三光汽船が適用されないといふことになる。まさかそれで通産大臣、反対してきたわけではないでしようけれども、しかし株式持ち合いが、実は近代独占と言われる中で非常に力を持つてきたのです。お互いに株を持ち合う。これは私も資料をつくつたのがありますから後で見せてもいいのですが、三菱グループではお互いに二六〇〇持つておる。株式の持ち合い数が総額三十一億株、住友グループでは約九億株、三井グループでは十三億五千万株、こういうふうに相互に持ち合いをして、そして大企業がグループをつくつてお互いにグループで市場支配を行う、こういう危険性があるから、この株式持ち合いについての規制を加えよう、こういうことであります。せつかく私的独占といふ一企業体を分割しても、こういうふうにグループの規制がなければ、実は近代独占といふものの取り締まりができない。独禁法等に制約を加えようといふなら、この問題を当然取り上げなくちゃならぬと思ふのであります。これはアメリカでも御承知のよう、銀行は五〇以上持つてはいけない、こういう規定がすでにあります。あるいは競争会社の株は持つては悪いといふ規則ももうすでにあるわけですから、すなわち、株式の総量規制に疑問があるとか、あるいは総資産の百分の五か純資産のいづれか大きい方で律していけといふことに反対するといふことは、経済の実態といふものを通産大臣は知つていない、私はこう思ひます。

午後一時十四分開議

午後一時十四分開議

午後一時十四分開議

午後一時十四分開議

十日付、立地公害局長の名で、各企業に出されているのですが、これは今日まで当局が掌握してなかった、こういう委員会でその事実を指摘され、改めてこの通達を出しになったという事は、当局が今日まで掌握しなかった事実を立証するものである、かように思うのですが、これはどうですか。

○佐藤(淳)政府委員 この高圧ガス取締法の監督体制のための関係都道府県職員が必要人員等につきましては、通産省なりにいろいろ検討いたしまして県ともいろいろ相談してまいっておりますし、それから人数等についても毎年、年度末で御報告はいたしておるわけでございますが、ただわれわれ非常に申しわけなかったのは、要するに保安管理員という任命が行われてなかった県があったということでございます。

実は、なぜそういうことになったかとちょっと申し上げますと、要するに保安管理員の資格は、相手方が立ち入りを拒否した場合に初めてこの身分が有効に機能するわけでございますが、実際問題として、そういう現場立ち入りを拒否する例はいままでなかったものですから、また一方、各都道府県には管理員と同じ資格を持った職員が現実におりまして、その連中がこの管理員の仕事を現実に行っていたという事で今日まで見過ごしてきたわけでございまして、はなはだ申しわけないと思っております。

○神崎委員 また、そういう答弁になれば、重ねて聞かなければならぬようになるのですが、保安管理員というものは法的に決められておるのに、それと同じような資格のある者と言え、少しまた問題がほかに発展するのですが、たとえばいま挙げたように、千葉県、三重県はゼロ、岡山は一人というふうな状態で、そして昭和三十九年から四十九年までの十年間に、二百三十一件という事業所の事故発生件数が上がっている。これは、当局がつかまれている、あるいは社会的に大きな事件になった問題も含めてでしょうが、それでは千葉県や三重県は、あるいは岡山にはその間は事故

が何もなかったのかということになってくれば、これはまた問題は別に残ります。そうすると、結局その六十六条で法的に拘束されているものが実施されていなかったという事を認めることにもなり、しかもそういうような事故の起こった後には、そういうような保安管理員なるものが法どおりやられておるかどうかということも直ちに点検したり、あるいは調査しなければならぬのかにかかわらず、きょうまでそれを捕まえていないということについては、当局はその非を認められますか。

○佐藤(淳)政府委員 保安管理員の手続につきましては、怠っておったことは率直に認めざるを得ないと思います。ただ、現場におきまして災害が発生したときは直ちに関係都道府県の職員が現場に急行いたしましたチェックは十分にやっておりますわけでございますが、そういう身分上の問題がはつきりしていなかったということは今後改めなければいかぬということで、先生の御指摘に従って措置したわけでございます。

○神崎委員 このことは当局が六十六条を尊重していなかったということにもなりますが、それはまた後で関連がございますので、後の質問の中でまたお尋ねすることにして、次にこれまた二月十二日に私が石油化学工業協会技術部長に自主保安基準についてたまたところ、一般的な基準は公表できるが、細部についての保安対策は、外国技術の導入の際の契約違反になるので、通産省にも公表していただけないと明言した点を、私は政府に先般聞きました。先般はこの問題について明快な答弁を得られなかったものでありますが、この点についてはどうですか。

○佐藤(淳)政府委員 本件につきましては、先般の商工委員会でお先生からの御質問のあったあの日、早速当該の本人の奈良技術部長に私のところの担当の参事官と課長が直接会いまして真意をたどしました結果、石油化学工業協会としましての本問題に対する姿勢について、文書で釈明する約束をさせまして、二月二十日、石油化学工業協会

会長堀深より立地公害局長あてに、当協会及び協会展下の各社についても、行政上必要がある場合には、企業秘密を超越して資料の提出に協力——いまでももってきておりますし、また今後とも一層これに協力してまいりたいという文書が提出されました。

通産省といたしましては、保安問題はきわめて重要な問題でございますので、今後とも業界内の企業秘密につきましても、保安行政上必要なものは報告させるとの姿勢で保安行政を実施してまいりたいと思っております。

○神崎委員 いよいよ事実が明快になって、率直な答弁をされていることについては歓迎しますが、重ねて聞きますけれども、私は当局からこの文書をいただきました。これはいまおっしゃる石油化学工業協会会長堀深さんの署名で捺印して、それで通産省立地公害局長あての二月二十日付の文書ですが、この文書によりまして、協会はその設立以来行政当局に協力してきたし、今後とも保安対策に限り、企業秘密を超越し、資料提出等に応じる考えであると明記してある。こういう資料提出に際してという文書を局長あてに業界が出したの、いままでにそういうことは一回でもありませんか。

○佐藤(淳)政府委員 文書でもらったのは初めてでございます。

○神崎委員 そこの問題なんです。大臣、よく聞いておいていただきたいのですが、この協会というものは昭和三十三年から発足しているのです。そして、ここで明らかになって初めて出した。そこで、伺いたいのですが、行政当局に対して、機密を超越して資料等を提出したんですね、今度は。いままではこれは機密だから通産省といえども出さないんだとやうておって、ここで問題にしたら改めて、昭和三十三年の発足以来、設立以来初めてこの文書を出してきた。その間当局は、あれほど人命を疎外し、殺戮し、いろいろな形で社会の大問題になっているコンピナートの爆発や事故等があらわれている中に、なぜこの委員会で

私がこのことを指摘するまではこういうことをおやりになっていないのか。この文書によりまして、当初より協力してきた——何を協力しておったのか知りませんが、これは設立以来積極的にやってきたというふうになっておるのですが、こういうことでは逆に、協会の方は積極的であつたのに当局の方はつかんでおらなかったということになるわけなんです。そうじゃないに、いままで一回も出してないというんだから、どのような形で協力したのか。あるいは保安体制というものがいま初めて明らかになったというふうなことになるれば、私は、きわめて国民は、特にこのコンピナートの周辺におられる方は、こんなことでいいのだろうか、こういうふうな思われると思いたすことに、私もこの問題についてはまた今後機会ある災害を受けない、そういうような事故の起こらないようにするまで、繰り返しこの問題に大きく関心を寄せ、それがまた国民代表の一人としての義務だ、こういうふうに考えておるのである。

そこで聞きますが、業界は次のように言っているのです。これは昭和三十九年、これも非常に古い問題で、私は古いということがきわめて新しい問題だという立場でやっているのです。古いから、この問題は現在のニュースじゃなしに、古くからあるのにこの法律は生かされてない。また、企業はそれを守っておらない。当局がそれを守らしておらない。その間何ら事故もなく太平に過ごしておればまた別ですよ。いま言つたように、当局が握っておられるだけでも二百三十一件。一番多いのは、四十八年には三十八件もある。二十四件あつても二回ずつ起つておるわけですよ。ところが、三十八件も四十八年は起つていない。昨年は二十六件ですから、これは二回ほど起つていっているのです。その間、やらなければならぬ側もやらす側もそのまま来たというところを問題にしているのです。そこで、いま申しますように、業界は、三十九年のものですが、こう言っているのです。一運転に不備があれば災害を招く

おそれがある。しかし、運転技術については高度の秘密であって、協会員相互であっても、公開されてないのが現状である。運転技術のうち、保安に関するものも相当重大な部分を占めている。こう言っているのです。このような協会員相互でも公開しない高度な秘密事項も通産当局は全面的に内容を掌握して保安指導あるいは点検、こういうものを、まあいままでは何もやってなかったとおっしゃったからそれでいいのですが、今後はやっていかれますか。業界相互でも高度な秘密だから明らかにしない、通産当局にも言わないというのはこの前言いましてね。それがここに塵々しく、向こうの文書にあるのですから。そうすると、こういうようなことについて当局はどういう考えをいまの時点でお持ちになりますか。

○佐藤(澤)政府委員 この石油化学工業というのは三十五年ごろから急速に拡大発展してきたわけでごいまして、特にその発展の要素といたしまして、他産業に比べて非常に外国からの技術導入が多いわけでごいします。したがって、三十九年、四十年あたりはまだ初期の段階でございまして盛んに技術導入をやっておった時期でございまして。これは国際的な信義の問題もございまして、設備の相当数がそれにひっかかるというところで、当時の業界の考え方としてはやはりそういう企業秘密的な考え方が相当根拠があったんじゃないかろうかというところは率直に認めざるを得ないと思います。その後しかし現実には、先生がおっしゃいますように事故が相次いでおりまして、社会にもいろいろな御迷惑をかけておりますので、もちろん通産当局といたしましてはそういう業界の考え方を逐次改めさせなければいかぬということでもいつてきておりますし、これからそういうものは、特に保安に関するものにつきましては、企業秘密はあっても、少なくとも通産省には全部提出していただくという態度で臨んでまいりたい、こう考えます。

○神崎委員 これは重大な問題なんで大臣からお聞きしたいのですが、いま局長が答弁されたように、今後こういう保安に関しては企業秘密を許さない、こういうことを大臣から明言できた答えがいただけませんか。

○河本國務大臣 防災体制ということが何より肝心でございまして、そのように取り計らうていきます。

○神崎委員 そのように取り計らうということはいわゆる企業秘密は許さない、保安の方が優先だ、こういうことですね。

○河本國務大臣 そのとおりであります。

○神崎委員 そこで、いま大臣は、政府は企業秘密と公共の安全性とをどちらを優先するか、こういうふうに見なされたところ、企業秘密よりも公共の安全の方が優先するのだ、こういうふうにお答えになったので、これはそれで結構であります。

そこで、問題を変えまして伺いますが、石油化学協調懇談会、これは現在も存在していますか。

○矢野政府委員 現在でも存在しております。

○神崎委員 この懇談会は何年に、どういう目的で設立されたのですか。

○矢野政府委員 設立年月日を申し上げますと昭和三十九年十二月二十一日でございまして、それから、目的でございまして、当時の資料、いわゆる省議決定の資料によりますと、石油化学工業の国際競争力を強化しその秩序ある発展を図るための方策を官民協調して検討するための協議機関として石油化学協調懇談会を設置する、こういうことになっております。

○神崎委員 この懇談会というのは業界からの提案で設置されたのですか、それとも通産省の提案で設置されたのですか。

○矢野政府委員 昭和三十九年十二月八日に当時の石油化学工業協会会長坂牧善一郎から通産産業大臣あてにこの設置についての要請がございまして、それに基づいて中で検討の結果、そういう協議の決定を行った、こういうことでございまして。

○神崎委員 この懇談会は、いままでどのようなことを何回ぐらいやられたのですか。

○矢野政府委員 懇談会は三十九年十二月二十一日を第一回といたしまして、四十九年七月三十日に至るまで十四回開かれております。なお、年次に申しますと、三十九年は一回でございまして、それから、四十年におきましては三回開かれております。それから、それ以降は四十二年に二回開かれたのを除きまして毎年一回ずつ開いております。

○神崎委員 このメンバー、いわゆる懇談会の構成メンバーはどういう方々ですか。

○矢野政府委員 現在の構成メンバーで申し上げますが、通産省から産業政策局長、基礎産業局長、二名でございまして、それから、業界側といたしまして石油化学工業協会の会長それから副会長、専務理事、副会長が二名ございましてで四名でございまして、それから、第三者、学識経験者としてしまして開発銀行総裁の石原周夫氏、日本経済新聞社社長の國城寺次郎氏、それから経団連顧問の堀越三氏、この三人が参加しております。

○神崎委員 そこで、この問題についてですが、昭和三十九年十二月七日、この石油化学工業協会の石油化学協調懇談会についてのここにこの文書によりますと、次のように明記してあるのですね。「この懇談会は石油化学工業の秩序ある発展を図るための方策を官民協調して」——「官民協調して」です。「検討するために設置するものである」。「設備の新増設に關し通産産業省と業界とが相ともに問題の検討を行ない、その方針についての意見の一致をはかることは有意義である。」そして「しかも次のように言っておるんです。「懇談会は通産産業省と業界との合意により設置するものとする。」「その構成、運営も通産産業省と業界との合意にもとづき、かつ相互に對等の立場において行なわれるものとする。」いいですか。構成、運営も通産省と業界との合意に基づき、かつ相互に對等の立場において行なわれる。以上のように明記しているのですが、この点政府は認めますか、この對等の立場で物を決めていくというのと。

○矢野政府委員 いま先生の御指摘のとおり、石油化学工業協会からの設置要請についてはお説のとおり要求になっております。私どもの方の決定をいたしましたのにつきましては、いわば構成メンバーは通産省、石油化学業界の各代表者並びに適當な第三者とするということで、われわれの決定としてはそういういわば相協調して對等で云々というところは決してございませぬが、ただ当時の考え方からいいますと、非常に民間主導型とかいろいろ議論があったようでごいまして、そういうときに官民相協調する、結局この場合は對等の場である、こういう考え方で行ったことは事実だと思います。

○神崎委員 当初はそうであつたけれども、對等の立場というものは余りよくない、適當でないのと何かおっしゃったですね。何か変更されたような答弁がいまあったと思うのですが、変更されたのはいつ変更されたのですか。

○矢野政府委員 通産省で決定いたしました内容は、業界から出ているような對等とかそういう言葉を使わず、構成メンバーは通産省と業界代表者それから適當な第三者をもって構成するということだけを決めております。ただ、考え方としては、先生のようなお考えのもとにこれは充足した、こういうことだと思う、こういう御答弁でございまして。

○神崎委員 当局の方の主観的にはそうかもしれないけれども、具体的にそのことが変更されていないし、第三者、第三者とおっしゃるが、いま名簿を挙げた中で第三者らしいのは日本経済新聞社社長の國城寺さんだけで、あとは全部業界の、経団連の顧問とかあるいは通産当局の人たちでしょう。そういうものでやっておって——公取委員長来てますか。

○田中(公)委員長代理 まだ来ていないけれども、事務局がいるから。

○神崎委員 では、おられたら聞きますが、こういう生産工程や生産量やいろいろなものを決めるようなときに、業界と当局とが對等、平等の

立場でものを決めたら、これはカルテル的な、いわゆるカルテルの独禁法の定義あるいは目的に抵触する疑いがあると私は思うのですが、あなたはどうかですか。

○野上政府委員 行政官庁とそれから業界が集まりまして生産量を決めましても、そこに業界の共同行為があれば、たとえ行政官庁の介入がありましても独占禁止法に違反するというふうにならぬは解釈しております。

○神崎委員 違反するという解釈を公取が取っているようなこと、対等、平等の立場ですとやってきたのですか。三十九年一回、四十年三回、四十二年一回それから以降毎年一回ずつ、こういうような状態から保安要員の捕獲もここで問題にしたら、急速それを調べる必要はない、こういうようなことになっていくのですか、こういうようなことがまがり通っていくのでしょうか。大臣、どうでしょうか、いまのこのやりとりを聞いておられますか。

○河本國務大臣 この協調懇談会が過去にどんなことをやってきたかといいますと、第一にはエチレン等主要化学製品の需要見通しの作成、主要石油化学製品の供給能力の掌握、石油化学製品の製造設備の新増設に関する方針等の検討、こういういわばこれからの生産設備をどういうふうにしたらいだらうかというところで、石油化学工業の秩序のある発展を図っていききたい、そういう趣旨でこれをつくっておるわけでありまして、私はこのメンバーの構成でいいと思います。

○神崎委員 またそうすると独禁法じゃないけれども、公取委員会と通産当局と見解が真向から対立するのですが、たとえば大臣、四十年の一月にこの懇談会はエチレンの製造設備の新増設の方針について、これを決めていくのですよ。いいですか、エチレンの製造設備の増設や新設についての方針を決めているのです。ナフサセンターの新設の場合の基準を年十万吨程度とここで発表したのでですね。さらに、四十二年の六月二日に、エチレンの製造設備の新設にかかわる外国の投資家

からの技術援助に関する契約の認可申請について、次の基準に適合している場合に認可する、というふうな決めた。それがどうかと言え、エチレンの年産三十万吨以上と、こういうふうな決めたのです。これと全く同じ日に、四十二年の六月二日に通産省化学工業局は同じ内容の方針を発表しているんです。このように業界と協調して生産調整を図ってきたことの事実、いま公取の事務局が何ぼそういう行政当局が入っても独禁違反になるというように言われたのでありますが、対等、平等で、そうしていわゆる取り締まる側も取り締まられる側も一緒に集まって懇談をして、そうしてこれはエチレン三十万吨だ、ところが来年は三十万吨にする、正確に言えば、四十年は三十万吨で、そうして四十二年は三十万吨以上になるのだ、こういうことを通産当局と企業が一緒になる懇談会で、しかも定期的に持たれていて、生産量もあるいは規模も、こういうことを談合されて、そうしてしかも同じ日に発表する——まあ同じときに話をされたんだから。余りにもこれは独禁法を踏みにじっているといえますか、こういうことをやるから問題にしなければならぬ、こういうことになるんですが、大臣、これはこれでいいんですか、いまのあなたの答弁。

○矢野政府委員 ただいま先生が御指摘になりました。いわゆる生産規模の十万吨あるいはその後三十万吨に変更するという点について協調懇談で確かに話が行われたと思えます。しかし、これは要するに国際競争力に対応するための生産規模の問題でございまして、生産量そのものを、各社の生産量をどうするかというふうな話をしたわけではないかと考えております。いわば設備投資の長期的な観点からする調整、あり方はどうあったらいいか、こういうことを議論したものと私どもは解しております。

○神崎委員 だから、先ほどから主観的にはそういうふうな説明されようが、具体的にはそれは独禁法にかかわる。公正取引委員会もそのことを認めている。それは生産を調整するということであ

なたの方は大義を立てようとしておられるが、ではこれから通産省あるいは石油業界が一緒になって、大体年間これだけしか輸入量がないのだ、だから販売価格をこのようにしようじゃないか、これを守ってくれぬと長期には需要と供給のバランスが維持できないというふうなことで、業界が——業界だけが集まっても問題にならないのでしょ。それを行政指導しなければならぬ監督当局とも一緒になって、そういう形でものが決められていったら、それはどうなるんですか。しかも、それが業界と通産当局とが対等、平等なんだ。それは先ほどからあなたが言っているように、余り適当でないと思っておられると、その間は一つも訂正されないで、麗々しくも通産当局とわれわれは対等でやってもを決めているんだと言て、えらう肩を張って文章に出ておりますが、こういうものすら当局は御存じないんですか。いままで保安要員はどこに何ぼあったかということも捕獲されてない段階ですからやむを得ないと思えますけれども、こういう形で通産当局が業界にタッチしたり着着していったら、これから一連の高圧ガスの法案になって審議の段階でまた触れますけれども、こんなもの何ぼつくってみたってだめだ。余りにも、一般低俗的な表現をするならば、当局は企業に定められておるんじゃないか。また、企業も同じように、みずから政府がつくった法律を踏みにじったりあるいはそれにう慢性的になって、不感症的に介入しているんじゃないか。こういうことが許されていいのだから、こういうふうなふうに思ふのです。あなた、こういうふうなものが入手されてないんですか、向こうの協会の出している文書一切は。局長、どうです。

○矢野政府委員 私の方は先ほど御説明しましたように、当時の坂牧石油化学工業協会の会長からの文書を受けておりますので、いま先生が御指摘になりましたこれは別紙として、要請の別紙になつておるわけでございます。ですから、この資料は持っております。

○神崎委員 持っていて何にもやらぬのですか。見て、これは不適当だというふうには思われないのですか。私はこれは非常に大事な問題だと思つていま問題にしているのですが、こんなことを書いてもらつたら困る、何で通産省と君のこの協会の対等でものを決めなければならぬようになったのかということを描描ができないのですか、当局は。

○矢野政府委員 このいまの石油化学協調懇談会でございまして、先ほど申し上げましたように長期の観点におきます投資のあり方をどうするかという議論でございます。そういうふうな点でいわゆる関係業界と申しますか、そういう石油化学業界を含めた場でいろいろ検討することが悪いというふうには私は考えておりません。もちろんそのあり方としてあくまでも対等で云々というふうな言い方については、それはいろいろ問題が——いわば役所側というのが一緒にここで討議をするわけでございますから、共通の場というものはあると思ひますけれども、しかしこの文書自身は当初の三十九年に出てきた文書でございまして、私自身それをとやかくいう考え方はいま持っておりません。

○神崎委員 生産を決めることなら当局と業界と一緒に懇談をしていいのですか。ちやうど公正取引委員長来られておりますが、事務当局からお聞きになったと思うのですが、最前そのことを事務当局は認められたのですが、物をつくる量を、企業側として通産当局とが一緒に年々年間これだけつくろうじゃないか、このくらいいしておこうじゃないかというふうなことを対等、平等の立場で相談したらいいのですか。

○高橋(俊)政府委員 はっきりとした法的な根拠なしに生産量を業界が決め、かつこれに行政介入がありましても、行政介入があったからといって生産量を定めるというふうなことは私は違法性を阻却しない、つまり独禁法に触れる、こう考えます。

○神崎委員 触れる、触れると言っているが、

そつちが触れないと言うのは一体どういうことな
んですか。政府の見解を統一しなさいよ。物をつ
くるといふことを相談することはいいい言うけれ
ども、物をつくることを相談することが価格に関
連があるのです。需要と供給のバランスをアンバ
ランスにすることによって、そうして価格という
ものの高低が起つたり、あるいは買ひ占め、売
り惜しみをするようなことをやるから物価が上
がったりすることが起るのでしょう。それを一
緒になって売る方と監督する者とが寄つて、これ
はこのくらいにしておけ、こゝしは十万吨だけ
れども来年は三十万吨つくつてもいい、こうい
うことを企業がやることは、いま公取委員長の言
うように、カルテル違反の定義や目的に關連が
あるのです。ましてそこに通産当局が入つて、い
まの局長の答弁では、三十九年のことだから私は
知りませんと言ひたいのでしょうか。それからこ
れが何か變つてゐるのかと言つたら變つてない
と言ひたいのでしょうか。變つてなかつたらあなた
責任あるのでしょうか。そういう形で一緒になつて
やつておりました、四十年は十万吨で四十二年
は三十万吨にする。それで時あたかも同じ日
に当局も業界も一緒に発表する。業界がもしもそ
こで決めても、通産当局へ願書なりを許可、認可
を求めるために出す。せめて三日か二日後にこの
量は本年度としては適當であると言つて許可され
るのだつたらまた話は別だ。相談した日に同じよ
うに当局も発表し、こゝも発表して、だから対
等、平等の立場でやつてゐるのだ、こう言つてい
るのでしょうか。あなたは、それは古い話ですの
で——古い話は、私はさきにも断つたように年
号を言うたら古い、三十九年や四十年の話をすれ
ば、しかし、それがずっとこゝまで来てまだ生き
てゐるのだ。その間にいま言うように十年間に二
百三十一件も大きな事故が起つてゐるのだ。一
年に二十四回起つても月二回起つてゐるのだ。
だ。その間に社会的なああいうような犯罪的なも
のがあつて人命が犠牲になつてゐる。先ほど大臣
は企業の秘密よりもいゆる公共の安全の方を優

先する、こういうふうにおつちやつてゐるから、
私はその点についてはもう得心してゐるのです。
將來をもうあつてもらいたくない。どうですか、そ
ういふ見解をまだお持ちですか。もう三十九年ごろ
に決めたことは現在の私の立場ではだめです、い
まの立場でも、いまこの法律は生きてゐるのです
よ。今度この高圧ガス法がいよいよ提案されて、
これについてのよしあしはこれから論議しまし
が、この間生きてゐるのですよ、まだこの法律が
国会で決定されるまでは。あなた、知りませんと
言つて逃げられつけないじゃないですか、局長さ
ん。古いのは知りませんが、はい悪い悪いでし
う。改善しますか。すぐそういうような懇談会は
解散しますか。

最終的にこれは大臣にも聞きますが、こういう
ような組織は私はきつめて疑念を持つ。だから、
こういうような機関は即刻解散すべきである。し
かも、あなたの方だけが集まつた上、企業代表が
二、三人寄つて新聞社の社長一枚だけを入れて、
これで第三者だといふようなことを言つてやつて
きたのでしょうか。たとえば去年一年に一回やつた
とおつちやつたですね。去年も、こゝしは何ぼ生
産しようといふことをこゝで相談されたのです
か。あわせて答えてください。その答弁によつて
は質問できないのですよ。

○矢野政府委員 三点お話をあつたと思ひます
が、いわばこの十万吨あるいは三十万吨とい
うのは一基のエチレンセンターの生産規模であり
ます。各社の、それぞれの会社全体の生産量とい
うことをこゝで決めてゐるわけではないわけでご
ざいます。したがつて、私も現在は現在の運営を
やりますに当たりまして、あくまでも供給力を
確保する、要するに物不足を起さない、むしろ
価格が、早く言えば低位に安定するように、そ
ういふ面から長期見通し、五カ年のいわば需要見通
しを立てまして、それに見合つて現在の供給能力
がどれだけあるかといふことをヒアリングをし
まして、その結果をこの懇談会に諮つて意見を求め
るといふことで運営してゐるわけでございます。

したがいまして、いまお話をいたしましたよう
に、じゃこの七月にやつたときどうしたかといふ
ことでござりますが、われわれの方で誘導品、そ
れからエチレンセンター、それぞれ各社を呼びま
して、いわば生産能力といふものをまず策定いたし
まして、それから関係需要業界、省内を含めまして
のいわゆるエチレン誘導品の需要のあり方はどん
なふうになるのかといふことをまとめまして、そ
こにいろいろギャップがあつて、現在センターの
新設要求がある、こういう問題をどういふふう
に処理するかといふ基本方針はどういふことを
諮つておるわけでございます。したがいまして、
私もその共通の場云々は別として、出
てゐる資料をいわば審議会に諮問するやうな形で
現在運営してゐるといふふうにおつちやつた
と思ひます。

それから、いわば三十年時代に、いまのよう
に即そのときに発表があつたではないか、そ
ういふ点はまさにないかといふ御指摘だと思
ひます。それは私も現在におきましては、審
議会、いわゆる懇談会で決定と申しますか、むし
ろそういう意見をまとめたものについて、すぐ
同時にこゝういふものにするといふやうな発表は
いたしておりません。あくまでも通産省のその意
見をもとにして、センターの増設問題は個別にわ
れわれが各社と話し、適切かどうか、地元の公
害対策とかそういうものを含めまして認めてい
く、こゝういふ姿で運営をしております。

○神崎委員 局長、もうちょっと率直に素直にひ
とつ論議を交わそうじゃありませんか。

審議会的なものだとか、諮問してゐるのだとか
いま言われたのですが、通産省の産業政策局長と
基礎産業局長、こゝういふやうな人が自分が聞くの
に自分に諮問するのですか。そして、自分に答申
するのですか。言うならば審議会的なものである
のだ、で、内輪で寄つて、そしてお互ひに言つて、
答申出す、案はあなたがお出しになつて、あなた
が答えを出される、それで業界もそこに入つて、
それなら結構です、じゃ、それでいきましょ

と、同じ日にそのことを発表したと言つて、私たち
はそうじゃありませんとあなたは言うけれども、
そこで別れて、たまたま通産省は通産当局で発表
される、協会は協会の玄関なら玄関で発表する。結
果としては同じ日であつた、こゝういふふうになつ
てゐるやうに聞こえるのですかね。よくはそう
いふ形式的なことを問題にしてゐるのじゃないの
ですよ。手続的なことを問題にしてゐるのじゃな
いのです。こゝういふ懇談会がこれほど問題になつ
てゐるときに、こゝういふものがずっと系統的にや
られてゐるのか、そうして企業の代表者と監督官
庁である通産当局とが、最高スタッフが寄つて決
めて、そして年間の生産、いわゆる量とかそ
ういふものを決めていく、しかも設備まで一緒に決
めると、だから「新増設に關し通産省と業界とが
相ともに問題の検討を行ない、その方針につ
いての意見の一致をはかることは有意義である」それ
は企業にとつては有意義でしよう。しかも「懇談
会は通産省と業界との合意により設置するもの
とする」つくるどころから出発してこゝうなる。

「その構成、運営も通産省と業界との合意に
もつとき、かつ相互に對等の立場において行な
れる」こゝういふことがあつていいのですか。しか
も、そこで年間どうする、こゝうするといふことが
決められて、それで同時に発表されていく。すべ
ての価格なりあるいは企業の思うままに備蓄をや
り、あるいは販売やらあるいは在庫やら、いろいろ
なものがこゝで操作されてゐるのです。そ
ういふあり方がおつちやつてゐることを問題にしてゐる
のです。こゝういふ懇談会を残しておかないとあ
なたの方は監督できないのですか、行政処置をでき
ないのですか、どうです。公取は好ましくないとい
言つてゐるのです。その好ましくないやうな機
関やら組織をなお通産省はがんばつて残して
いくのですか。

大臣、こゝういふ組織については検討できま
せんか。これはよくないですよ。

○河本國務大臣 基本的な考え方を申し上げま
す、私は、業界に對しましてときには行政指導と

いうことは必要であると思ひます。しかし、できるだけ行政指導は避けた方がいいと思ひます。業界の自由な発想に基づいて、公正な自由競争をさせるという意味におきまして、行政指導はできるだけ避けた方がいい。しかし、この石油化学というのは、昭和三十年代の初め、特に後半から急速に、初めて日本に興って来た産業なのです。いわば三十年代はその振興期でありまして、最近ようやくかっこうがついてきた、こういう特殊の産業でありますから、そういう初期の時代にはある程度通産省も生産の能力とかそういう問題について積極的に行政指導をしまして、いろいろ私は指導したと思ひます。しかし、現在のようにならぬ産業になってしまふということになると、おのずから行政指導のあり方も当然変えていっていいと思ひます。でありますから、せつかくの御指摘でございますから、最近の内容等よく調べまして、現在の時代に合ったように直していききたいと思ひます。

○神崎委員 大臣がこの組織については考え直す、直していききたい、こういうような答弁をされたので、もうやめます。

○田中(六)委員長代理 近江日記夫君。

○近江委員 福田長官が遅れておられるわけですが、そういうことで、まず通産大臣に初めにお伺いしておきたいと思ひます。

通産大臣は、総理府総務長官とお会いになつて、いわゆる最後の詰めをなさつたわけでありまして、これが一応物別れになつたということでございますが、まず私、確認をしておきたいと思ひますが、通産大臣は、政府案骨子は公取委員会が現行独禁法に加えて新たに産業政策に介入してくるという面がわかつた、このようにお述べになり、構造規制としての営業の一部譲渡でも、また主務大臣と協議するとしても、公取委員会の産業政策への介入であり、株式保有制限も産業政策への介入である、このようにお述べになつたということが各紙で報道されているわけです。こうした報道について、この細部の表現はともかく、大筋

におきまして間違いがないかどうか確認をしておきたいと思ひます。

○河本國務大臣 そのとおりであります。

○近江委員 この考え方というものは、いわゆる産業政策というものを第一義的なものと位置づけ、絶対不可侵というふうな非常に奇妙な考え方の上に立つておられるように私は受け取れるわけでありまして、特に現行独禁法に加えて、新たに産業政策に介入してくる、こういう言い方は、現行独禁法でさえも産業政策によって邪魔なもの、迷惑なものという、そういう意識がむき出しになつていくように私は思ふのです。

申し上げるまでもなく、この独禁法は公正かつ自由な競争を確保し促進するために産業活動、企業活動のルールを定めるものでありまして、産業政策というものは、これを前提として必要適切な指導、助成、調整等を図るものであると考えるわけですから、産業政策の発展あるいは変化に伴つて、独禁法、独禁政策の変更を必要とする場合、これに於いて産業政策のあり方が制約される場合のあつては当然のことではないかと思ひます。この点について、大臣はどのように思われますか。

○河本國務大臣 なお、私は、本日前、総理と独禁法改正につきまして面談をいたしまして総理の御見解をお聞きいたしました。総理の方からは、自由主義経済体制にはルールが必要である。最近の情勢を見ていくと、わが国の経済社会環境は新しいルールを確立を求めている。したがって、自由主義経済体制に国民をつなぎとめるためには、この際独禁法の改正が必要である。この気持ちで、この際総務長官が鋭意作業中であるので、通産大臣としてもこれに協力してもらいたい、こういうお話がございましたので、その総理の意をくみまして、さらに今後総務長官と積極的に話し合ひを進めていくつもりであります。私といたしましては、独禁法の改正そのものには賛成であります。

○近江委員 いま福田長官がちょっと所用でおいで来られたわけですが、途中でまた退席される、こういうことで、いまの問題からまたちよつ

と戻りますが、福田長官の時間の関係もありますから、まずお聞きしたいと思ひます。

まず最初に、きょう発表になりました二月の東京都部におきましての消費者物価指数は前月比〇・四四アップ、前年同月比で一三・七〇というところで聞いておられるわけですが、全国の一月の数字を見ますと、それぞれ〇・五〇アップ、一七・四〇、こういうことであるわけですから、政

府が言っております三月の対前年同月比一五・五〇以内の実現可能性についてどうか。また、副総理はいつも環境の整備ということもおっしゃっているわけですが、これは春闘のことをおっしゃっていると思ひます。これは春闘の関係をいつてどういふお考えを持っておられるか。それから五十年の物価の見通しについて年度末一けた台にする、また、その後五十一年度以降の物価目標につきましてどのようにお考えか。それから、長官も御承知のように、非常に不況というものが深刻化してきておられるわけでありまして、そういう中で、この総理府の統計を見てまいりますと、十二月の失業者数は八十三万人、総理府の推計によりまして三月には百二十七万人に達する、こういう深刻化した状態でありまして、中小企業、零細企業の倒産の激増は戦後最高記録を示しております。また、労働者はこのように失業している。こういう犠牲の上において経済政策をやっている。こういう犠牲からみてもお聞きしたい。その点につきまして、私がいま申し上げたいわけをもうした目標についてはどういうふうにお考えか。時間の関係がありますから簡潔に要点をお願ひします。

○福田(三)國務大臣 きょう総理府の発表したところによりまして、東京都区部の二月の消費者物価指数が〇・四四上がる。かりに全国の統計が、これは精細に調べるのには一月くらいかかりますが、これが〇・四四という東京都区部と同じだといふふうには仮定しますと、ことしの二月の去年の二月に對する上昇率、つまり年間上昇率はちょうど一四・〇になるわけですから、その一四・〇を踏まえまして、それで三月の物価の上昇が〇・七〇以下にとどまる

ならば、これは年間上昇率は三月末の時点ではちょうど一四・〇以下におさまる、つまり一三・〇台になる、こういうことであります。現実にはどういふふうになりますか。これはまた天候だとかいろいろの要素がありますので、ここでは断言するわけにもまいりませんけれども、一五・〇以内という線は、これはいけそうだしという感触を持っております。政府といたしましては、それを踏まえまして五十年の十二月の期間におきましてかなり物価安定の基調を打ち出していきたい、そこでその上昇率は一けた台にとどめたい、そういうふうにお考えをいただければ、経済見通しではそういう見地から九・九、そういうふうに見ておられるわけでございます。それから、それ以後の五十一年度におきましては、五十一年度なるべく早い時期に消費者物価の上昇率を定期預金の金利以内にとどめたい。こういう目標を持ちまして諸政策を進めてまいりたい、かように考えております。

物価はこういういい状態で動いておりますし、またこれからは続けたらいいことになりまして、どうしても物価問題と景気問題との調整問題が起るのです。そこで、近江さん御指摘のように現実に生産は衰えておる。また、雇用は非常にその情勢が悪化しておる。企業の経営も困難に当面しておるといふものも多くなつてきておる。倒産件数も高い水準で推移しておる、こういうふうな状態でございまして、私は何としてもここで物価は安定させなければならぬ。しかし、同時に、景気に非常に強い圧力を及ぼしてしまつていわゆる冷え切り状態、再びぬくもりを持たないといふような状態になつておるのです。ですから、私どもがいま歩いている道は非常に細く、険しい。右を見ても谷だ、左を見ても谷だ、その間の非常に細い道を過ちなく運転をしていかなければならぬ、そういう立場にあるのでありまして、結論をいたしましては、総需要抑制政策はこれを堅持する。しかし、その枠内におきましてこの政策の及ぼす影響というものが、世の小さい者、弱い者、そ

う立場の人にしわ寄せされるようなことがあっては相ならぬ。また、過度に就業状態なんかを悪化させまして、そして社会上の不安を及ぼしては相ならぬ、こういうふうな考え、いわば両刃の刀みたいな立場で当面の時局を運営してまいりたい、かように考えております。

○近江委員 長官がお見えになる前に通産大臣にちょっとお聞きしたのでありますが、この独禁法の改正問題につきまして、通産省とそれから総務長官との会談が物別れになった、このように伝えられているわけですが、副総理としてこの独禁法の改正問題についてどういう基本的なお考えをお持ちになれるか。また、新聞等で伝えられておりますこうした骨子につきまして長官の考え方はどのようなものであるか、お伺いしたいと思っております。

○福田(起)國務大臣 私は、独占禁止法は、これにせざるべく早く政府案をまとめ、それに従いましてその法文化を行う、三月中には何が何でも国会へ提出する運びにいたしたい、そういうふうな考えでおるわけですが、その間総理府におきまして原案の調整作業を進めておるわけですが、その経過につきましてはよく承っております。それから、その経過の中で通産省との間で二、三の問題につきましてなお調整を要する事項が残されておるということも報告を受けております。私は速やかに総理府と通産省との間の意見調整ができることを期待しておるわけでありまして、政府としてこれは国民に公約した事項でありますので、その公約どおりこれが実現されることを期待し、私の立場におきましてもできる限り法案が所期の目的のようになれるように協力してまいりたい、かような気持ちでございます。

○近江委員 通産省と総務長官の間で物別れになった、その事態というものは私はきわめて深刻な状態じゃないかと思うのです。いま副総理は、いわゆる期待をしているとか協力していきたいとか、これは非常に、何となしに、第三者的とは言いませんけれども、少なくとも経済閣僚会議の長

でありますし、ましてや副総理でございますし、それは長官からごらんになれば一つのとりでの長かもしれません、通産大臣であるとか総務長官といふのは、しかし、この問題については少なくとも経済閣僚の長として、副総理としてあなた自身が一身に、その苦勞をする必要がやはりあると思うのです。私は通産大臣にも申し上げたのですが、公取のいわゆる産業政策への介入という、そういう感觸で通産大臣としては受け取っておられ、まあその辺が非常に問題になってきておるわけでございますが、先ほども申し上げたのですが、この独禁法というものは公正かつ自由な競争を確保し促進するために産業活動、企業活動の行動のルールを定めるものであるわけですが、産業政策というものは、これを前提として必要適切な指導、助成、調整等を図るものであるわけでありまして、産業政策の発展あるいは変化に伴って独禁法、独禁政策の変更を必要とする場合、これに依じて産業政策のあり方が制約される場合があることは当然のことである、このように思うわけですね。ですから、いま総務長官と通産大臣の間で物別れになったということにつきましては、いわゆる公取の権限介入である、こういう前時代的なお考えがやはり前提になっておるわけですね。この点副総理はどのようにお考えでございますか。

○福田(起)國務大臣 私も協力いたしますと申し上げましたが、協力申し上げますと申したのは、ただ単に手をこまねいて内閣と公取委員会との間の調整を見ておる、こういう趣旨じゃないのです。ただ、いまは非常に機微な段階でありますので、どういふ点にどういふ問題があるか、どういふ点の調整を要するか、こういうようなことをこゝで具体的に申し上げかねるのです。その点が近江さんから見るとあるいは御不満かもしれませんけれども、いま非常に独禁法は煮詰まっております。まして問題点は残すところが少ない、こういう状態、しかも少ないだけにまたそれが非常にむずかしいデリケートな問題だということでありまして、ここでどういふ点が問題であり、どういふ点

について両者の間でどういふ見解の違いがあるんだ、それをどういふふうな調整したいんだというようなことを申し上げますと、これがかえってまとまりにもいい結果にはならぬ、こういうふうな存じますので申し上げないわけでございますけれども、何としてももう速やかに政府の考え方を統一して、そして条文化の段階に移したい、こういうふうな考えでございます。

○近江委員 しかし、長官に私がお聞きしておるの、いわゆる産業政策に公取が介入してくる、けしからぬじゃないか、こういう考え方というものが正しいのかどうか、私たちはこれは完全に誤っておると思うわけですよ。その根本的な考え方をいま長官にお伺いしているわけですよ。

○福田(起)國務大臣 私は企業が、その規模が大きいというだけでこれを責めるという考え方は支那を圧迫する、こういうことになるかどうかと、そこには問題がある。その辺を公正取引委員会としては問題にすべきである、こういうふうな考え方を持っておるわけですよ。しかし、とにかくそれにして三木内閣として国民に公約をしている問題でありますから、どういふふうな結果をつけますか、その辺が非常にデリケートな段階に入ってきておる。

わが日本は、私の基本的な考え方を申し上げますれば、これはとにかくこれだけの小さな国で、しかも世界の中で工業力がアメリカに次いで第二位であるというふうなことになる得たゆえんのも、この小さな日本の中の小さな立場のわれわれが結果として、そしてそこに偉大な力を発揮して、そして国際競争力をつけ得た、国際競争に打ちかかっておる、そういうことが今日われわれ一億国民の福祉を実現する元手になっておるわけですから、でかいがゆえに、ただ単にそれだけだということとで余り神経質になるという点はいかがであらうかというふうな感じがいたします。しかし、でかいがゆえにまた自由競争のルールを踏み外すおそれがあるという、そういうような問題も

ある。その辺をどういふふうな独占禁止法の改正で具体化するか、きわめてデリケートな問題である、こういうふうな思ふのであります。その辺をとにかく政府が公約したその路線に従いまして、実現しよう、こういうふうな考えをしております。最後の努力をいたしたい、かように考えております。

○近江委員 この企業分割の問題も、会社の分割は政府案の骨子から欠落しておりまして、この営業の一部譲渡につきましても現行法の第七条に規定があるからという理由で問題だ、このように通産省を中心にしてやっておるわけですが、これはいわゆる行為規制と構造規制を故意に混同しようとしておられるのか、そうでないとすれば産業経済の現段階におきまして、独占的地位の排除という構造規制が独禁法上必要であることに目をつぶるものではないかと思ふのです。この点については副総理はどのようにお考えですか。――それじゃ通産大臣。

○河本國務大臣 昨日の私の発言がもとになりましたいろいろな御質問だと思いますが、私は一つの大きな法案がまとまる過程におきましては関係者の間で自由譲渡、積極的な意見が次から次へ出て差し支えないと思ふのです。いまはその過程でございますから、きょうはこういうことを言ったではないか、きょうはこういふことを言ったではないかと余り神経質におなりにならないで、どうかもう少ししばらくの間成り行きを見守っていただきたい。われわれも一生懸命にまともなように思つて努力をしている最中でございます。

○近江委員 それはあなたの方の努力はわかるわけですが、非常に苦しみながら一つ一つのものを生み出すという努力はわかるわけですよ。しかし、考え方の根本におきまして、先ほど私が指摘したようなことがあくまでも占めておるというふうなことであれば、これは国民が期待するようなものにはなりません。それを私は申し上げておるのです。ですから、やはり通産大臣なり関係者の方の頭の切りかえをそのようにやっていただかない

と、これはやはり私たちが、国民が望んでおる方向にいかないと申すのです。どうしてもやはり産業政策重視といえますか、企業に偏った、そういう方向にいつてしまふ、このように思ふわけですか。この点、長官も時間が来ているわけですから、福田長官からもう一度お聞きして、長官は退席していただいて結構です。

○福田(総務大臣) いまここに通産大臣もおりますし公取委員長もおりまして、これらの方々、なお総務長官、みんな鋭意努力をしておる最中で、もう事がそう多くを残されておられぬ、こういうようなきわめて機微な段階に来ておりますが、最善を尽くしまして早く政府案を取りまとめたため、そのために私は努力をいたします。

○近江委員 それから、この独禁法の改正につきまして、三木総理は国民に公約もされました、国民の望むという方向でこの独禁法を改正したい、しかも中小企業や消費者については十分配慮してみたいとおっしゃっているわけです。それで、政府案の骨格を見ておりまして抽象的な問題もまだまだ非常にあるわけです。

そこで、きょうは公取委員長も来ていただいておりますし、若干お伺いしてみたいと思っておりますが、まず第一番にお聞きしたいのは、消費者のいわゆる請求の問題でございますが、二十六条の損害賠償請求、これは審決の確定後でないときでないわけでございますが、審決がなくても請求できるようにぜひともすべきだと私は思ふのです。

それで、このデータを見ておきますと、独禁法が二十八年に改正されて、その年は審決が十二件、二十九年が五、三十年が十一、三十一一年が六、三十二年が七、三十三年が二、三十四年が二、三十五年が一、三十六年が三、こういうようなことですね。最近は一けたの数字にはなっていないわけですが、こういうところから見てきますと、少ないときは一件ですね。審決ができなければ請求もできない、こういうようなことでは、これはこのままで放置するならば、決

して消費者に配慮したなどということは言えないと私は思ふのです。これはぜひとも審決がなくても請求できるようにすべきである、私はこのように思ふのですが、公取委員長はどのようにお考えですか。

○高橋(後)政府委員 三十年代に非常に少ない審決件数になっていた時代があったことは確かでございますが、最近はそのようなことはあり得ないわけですね。多いことが決して結構ではないのですが、なるべく私も、むしろカルテル違反等のやみカルテル等を少なくする方向に努力しよう、そのための法律改正であるというふうにも思っております。

いま消費者保護の問題として、審決前にすでにそれを何か救済する方法はないかというお話ですが、審決前でありまして現在では、これはもう普通の民事訴訟法の手続によりますればできるわけですね。おっしゃることは恐らく審決確定前ではなくて、もうすでに公取が立ち入り調査等をした、つまり事件として取り扱っている、そういう端緒がありまして、それをもとにしまして損害賠償を直ちに起こせないか、しかも恐らく言われるのは無過失損害賠償責任として追及できないかとなりますと、それは手続上、つまりいまのあれでは東京高裁に行くことになっております。これは審決が、公正取引委員会においてやったことがいづれかの段階で確定するということがあれば、それを訴訟上援用することができ、損害賠償に援用することができ、それでしかも故意、過失等の举证責任は全くない、こういうことであります。そうしますと、故意、過失を立証しなくて損害賠償の請求を起す、これを審決とは関係なしにやるということになりますと援用はできないわけですから、やはり私は順序としては東京高裁に直ちに無過失の損害賠償請求を出せないのじゃないか。やはり法律のあり方から申しまして恐らく訴訟法上の問題として地方裁判所にならざるを得ない。地方裁判所にならざるに、これは無過失損害賠償責任ではなくて、不法行為があつ

た、その行為によってみずから損害をこうむつた、こういうことを立証する举证責任が原告側に生ずる、こういうふうな思ひます。そうしますと、地方裁判所で、カルテル等の独禁法違反事件があったかどうかを地方裁判所の段階で認定しなければならぬことになる、事実認定を行うことになりま。いま行われておりますのは、われわれの公正取引委員会がいわば第一審的な意味において特殊な経済事件としてこれを裁く、そして違法であるといつて審決を下して、それに不満であればどうしてもこれは最高裁まで行っちゃいますけれども、最高裁まで行きますと、五年も六年もかかる、中には何年かかるかわからぬものもある。審決確定というのが著しくおくれ、実際上は損害賠償のあれが生きてこないというところに問題がある。つまり、私がいま申しました、援用すれば確かに東京高裁に直ちに訴えをすることができ、それでない場合には地方裁判所にそれがおりていかざるを得ない。地方裁判所にカルテル事件を裁く、一方公取でもやっておる、こういうふうなことになるわけでございます。その点について故意、過失を証明せずして、立証せずして、損害賠償を求めるといふこと、これはやはりいまの法体系のもとでは、審決の確定後援用した方がよいのじゃないかと私は思ひます。というのは、最近でも多くの件数の中で審判で争ひ、そうして高裁に行っている例はそれほど多くはないのです。かなりありますけれども、例としては、公正取引委員会の勧告、審決といふふうなものに對してもそのまま服従している、それを受け入れているという例の方がはるかに多いと思ひます。でありますから、せめてそういう範囲については現行法でやるのが一番賢明であると思ひますが、そのうちではないと、実際問題としては非常にむづかしい問題、訴訟法上のむづかしい問題——しかし、これは私は決して否定しません。現在でもやり得るんです。民事訴訟法の手続によりまして地方裁判所に損害賠償請求を出すことはできますが、举证責任があるという点でやはりどうしてもそれ

は無過失というわけにまいりません。こういう点が問題であろうかと思ひますので、直ちに私、いまここでどうしたいかというのをなかなかうまくお答えできない問題でございまして、やはりむづかしいことになりま。

○近江委員 公取委員長の御発言は、審決してからした方がやはり消費者の立場にもなるんじゃないか、举证というところになってくると非常にむづかしい、こうした立場を思つての御発言であつた、このように思ふわけですね。ところが、先ほど申し上げましたように、年間に一回しか審決をしていない、これは昔のことでございますが、高橋公取委員長は非常にびしびしやっておりますが、やはり昔のように一件というふうなことであれば、これは実際上国民の、消費者の権利を全く奪つておることになるわけですね。その辺のこれは公取委員長を中心とした公取の今後のいわゆる姿勢といひますか、聞きたいと思ひますか、そういうことに非常にかかってくるわけですね。そういう点で、私は大きな危惧をその点に感じるわけでありま。

この問題はおいておきまして、もう次に移りたいと思ふのですが、いわゆる専断告発権、独禁法の七十三条ですが、公取以外に告発ができないわけですね。この点一般の人でも告発できるようにすべきだと思ふのです。昨年、やみカルテルの横行の問題を私、予算委員会でも質問させてもらひまして、委員長は、黙ってやるということ、石油連盟を告発されたわけですが、これが独禁法ができてから最初なのですね。過去の例から見ましても一件もない、こういう点から見ますと、やはり一般の人でも告発できるようにする必要があるうかと思ふのです。こう考へてみますと、ほかの犯罪ならだれでも告発できるわけですね。この点が非常に私はよくない、このように思ふのです。この点のように思ふわけですか。

○高橋(後)政府委員 その告発権の問題も、実は検察庁それから裁判所、そういうものを含めまして、それらの機能といひますか、それと絡めて、

法務省の見解の方がむしろ大切ではないかと思うのです。つまり私どもの方から申しますれば、その告発に対してどういうふうに対応するか、これはむしろ検察庁が起訴するかしないか等についてお調べになればいいわけですが、なぜ専属告発にしてあるのかという点をじっくり考えて、われわれも研究してみたいのですが、やはり独禁法違反事件というのは、実は立証等の面で非常に専門的な知識を要するといえます。単独行為である場合もないではありません。私的独占というふうなことをやれば、これは単独行為であります。しかし、一般に非常に多いのは日本ではカルテルでございます。カルテルというのは共同行為でございます。カルテルと共同行為については、確かにそういう行いがあり、証拠も十分であるということを確認した上で、さらに、いままでたった一件だと思っしやいましたとおりほとんどそれまでやっていなかったというふうな事情でございますが、悪質なものであるかないかという点を判定する。悪質なものも告発し、そうでないものはやはり行政処分にとどめるといふ、それだけの裁量の余地が公取に与えられていると私は思うのです、そのことがいかどうかがいま問題なのでございますが、一つには、法務省側の立場から申しますと、乱訴の弊がある。大した証拠も添えずに、東京高裁です、結局そこに、私の方には検事総長ですが、一般の人でしたら、恐らく違ったことになるでしょう。そうすると、先ほどの問題のように、それを改めて検察庁、これは一体でございますから、どの段階から見ても、検事総長の指揮によって動くことも多いでしょう。それで、その独禁法違反事件に対する証拠をみずから集めなければならぬ。それが刑事事件の起訴に該当するかどうかやらなければならぬ、こういう問題が起こってくる。十分な証拠を添えて、たとえば業者等がやれば、これはできるのです。業者等が業者を相手取って、これはカルテルありという証拠を添えてやれば、検察庁は比較的容易にできるかもしれ

ません。一般の消費者等では、私は大変むずかしいことだろうと思います。それから、私どもの考えとしては、いまのところでは大体証拠という点が非常に厳しゅうございまして、普通の行政処分でもそうでありまして、けれども、特に刑事事件になりますと、証拠のあり方ということが大変めんどろであるということ、公正取引委員会ができるだけの証拠を集め、そしてその中から悪質と思われるものを告発するということをやっていくのがいいのではないかと。いままで非常に取上げにくいという点についての非難は私はあるかと思ひます。アメリカでは、実はもっと刑事事件としての提訴件数が多いわけでございますから、そういう点を考えまして、わが国では余りにも、告発権が実は専属であるということもございまして、少な過ぎるのではないかと、私は、私も感じております。

将来、私は直ちにとは申しませんが、このようなことを、余り私が物騒なことを言いますと大変めんどろなことになると思いますが、それでも私は、いまのうちにたった一件しかないというのではなくて、やはりある程度これは悪質である、それから累犯であるというふうな場合に、告発の対象にすべきではないか。非常にむずかしいのは、累犯の場合でも、半分の業者が累犯で、半分は新規であるというふうな場合、これが一体としてカルテルであった場合には、全員を、全部を告発の対象にしなければならぬ、こうなっておるのです。大変むずかしいのです。こちらの方は累犯でも三回も四回もやっている、こちらの方は、半分はわが初犯である、刑事事件とした場合に、ところが、累犯の方だけを告発するということができない仕組になっておるのです。こういうふうな点がおるのではありませんが、運用上、私も、将来の問題であります、いまのように余りにも微々たる告発に終わっているというところは、カルテルをいわずに、むしろという方向に対して、少し

ゆる過ぎるのじゃないかという感じは持っておりますが、いま法律改正などでやっている際でありまして、そういう問題は追っていずれ十分検討したいと思っております。

○近江委員 先ほど何回も話が出ておるわけですが、いわゆる違反事件の場合、この第一審というものは東京高裁に提起をする。東京高裁の専属管轄事項になっておるわけです。これは八十五条でなっております。これはいま私がお聞きしてまいりました問題と関連しておる問題でございますが、この点やはり東京高裁だけの専属管轄事項にするということについては、私は大きな問題があるかと思ひます。その点、委員長としてはどうにお考えですか。

○高橋(俊)政府委員 結局そうなっているのは、私は、法務省とわが方、公正取引委員会の双方に理由があるといえます。そういうことからだと思ひます。つまり検察庁といえますが、法務省の立場から言え、これをたとえば全国の高裁です、ね、そういうところに持っていくということについては、どうも集中的に東京高裁で扱った方が、それはいままで経験が少ないですが、もしももっともって持ち込まれる、あるいは普通の行政事件として処分取り消しの訴えを受ける場合、これも東京高裁に限ってあげれば、比較的専門的な知識のある裁判官等を養成といえます。できる。それが全国の幾つかの高裁に行つた場合には、もう新規まき直しになってどうも少しうまくいかない面があるというふうな、まあ事実上練達、熟達という問題があると同時に、公取の方では人間がいけないということですね。早く言えば、たとえば北海道の方に訴えを起される、そこに地裁はない、地裁がおかなければならぬ問題がある。アメリカなんかはどこの地方裁判所でもいいのです。連邦の地裁であればどこでもいいというふうにして、連邦の地裁から始まっています。どうしてそれができるのかと思ひました。要するに人数がべらぼうに多いわけです。いわゆる司法官の資格、これはローヤーですが、アメリカのロー

ヤーは日本のローヤーとちよつと違いますけれども、何にでもなれる。弁護士にでも司法官にでも大学教授にでも何にでもなれるのですが、これが三百数十名司法省だけであります。そういうことでどこにでも自分で出ていってやることができるという体制になっておるし、また地裁全体も長年の訓練によってできるようになっておるわけですね。独禁法をみずから、非常に簡単なシャーマン方でもこれをこなしていく力を持っておるというところにやはり違いがあるんじゃないか。ドイツの例を見ますと、やはりベルリンの高等裁判所に限られておるわけです。日本の場合と非常に似てゐるんですが、そういう点やはり制度といえますが、人員の充実あるいは裁判を受ける裁判所等の独禁法そのものに対する適応性というふうな問題、こういうものがからんでゐるんじゃないかと思ひますが、しかし、できれば私はいまのような狭い範囲でなくて、やはり高裁であればどこでもいいというくらいになっていくのが本当じゃないかと思ひます。そのためには、公取にもそれにたえていける人間が配属されておらなければならぬ、こう思ひます。いま私どもには専門の検事と称する者はたった二名、出向として来ておるわけでございますから、本当の意味のいわゆるローヤーといふのはないのも同然である。それは私も補つておりますが、また下の方も力としてはあるのですが、資格がないというふうなことがありまして、いろいろそういうことから、つまり東京高裁に限られるというふうなことになると思ひます。十分私は検討すべきことであらうと思ひます。

○近江委員 これはいま公取委員長のお話になりましたように、いろいろな体制の不備であるとかいろいろなそういう問題がからんでおるわけでありまして、いわゆる消費者の請求につきましてやはり審決前にした方がいいんじゃないか。専属告発権の問題もいままで石油連盟だけであつたけれども、今後は公取としてびしびしとさらにやるという、そういうお話があつたわけでございますが、結局この消費者を守るといふ点につきまし

て、やはり私がいま申し上げたそうした項目につきましてこれは十分配慮をさせていただいて、でき得る限りそういう方向でやっていただきたいと思うわけです。

それで、結局今度、まだ成案ができておらないわけですが、非常に骨を抜こうという、そういう動きというものが強いわけでありまして、どういふかこうでできるかわかりませんが、できたとしてみても委員長の話もずっと聞いておりました、公正取引委員会が動かなければ結局死んでしまふ。これはどんな法律でもそうですけれども、特に独禁法の場合におきましてはそれが言えるんじゃないかと思うのです。そうしていただかなければ、これは本当に国民の大きな権利の制限になると思うんです。結局そういう法律が強化されても何にもならぬ、こういうことになるかと思うのです。

それで、重ねて恐縮ですが、消費者が審決前でもいゆる請求できるように、さらに専断告発という問題は一般の人でも告発できるように、また東京高裁の専断管轄という問題についてもこれは十分に他の裁判所でもできるように、こういう点も大いに検討していただきたい、このことを申し上げておきます。

私に与えられた時間が来たわけでございますが、いよいよ大詰めに来ておるわけでございますが、いづれにしても私どもはこの独禁法の強化、改正につきましては、これは三木内閣の確意である、そういうことで見守っておりますし、この点は公取委員長としても非常に微妙な段階であるからということ、言いたいことも言えないというようなことではなくして、言いたいことはいびしびし言つて、少なくとも公取法案を最低としてこの独禁法の改正ができるように努力もしていただきたいと思ひますし、また河本通産大臣を初めとして閣僚におきましても、やはり国民の期待する法律が制定できるように全力を挙げていただきたい、このように思ふわけです。

最後に、通産大臣の所感、決意をしておまかせいたします。

委員長の決意をお聞きしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○河本通産大臣 独禁法の改正がどういふ形でまゐりますか、いづれにいたしまして、とにかくこれからまゐるよう全力を挙げたいと思ひます。

○高橋(俊)政府委員 非力ではございますが、できるだけ私どもの考えている方向に近づけるような、そういう方向で努力をして最後の案をつくり上げることに御協力したい、みずからまた尽力したいと考えております。

○近江委員 終わります。

○田中(六)委員長代理 内閣提出、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。加藤清政君。

○加藤(清政)委員 私は高圧ガス取締法につきまして、通産大臣並びに関係官庁に対しまして質問をいたしたいと思ひますが、最初大変大きな権限を持って新たに政府出資金を出して、そしてこの保安、安全のために格段な役割りを果たそうとする高圧ガス保安協会につきましてお尋ねしたいと思ひます。

ともすると国の外郭団体が天下り人事だとか、あるいは企業と役人とのなれ合いといわれるように、外郭団体に対する批判が大変強いわけでありまして、地方公共団体でも外郭団体に対しましてはいろいろと手を打たれてまいりましたが、東京都でも外郭団体等調査特別委員会を設置いたしまして、都政の刷新のためには外郭団体、特に出資、出納あるいは補助金等を出しておる団体に対しましてはきつく公金を充当するということで、外郭団体のあり方に対しまして正したわけでありまふけれども、国におきましても外郭団体の調査をすべきではなからうかということがたびたび言われてまいつたわけでありまふ。今度この高圧ガス保安協会につきましては、特殊法人としてこれ

だけの大きな権限を持たれましたので、恐らく役員に対する刑法上の権限とかあるいは制約とかあるいは通産省との交流が厳しく統制されていゝであらうと考えるわけでありまふけれども、まず高圧ガス協会に現在八人の役員がおられますが、それぞれの役員の経歴と出身をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐藤(澤)政府委員 高圧ガス保安協会の役員の構成を申し上げます。

会長は住友原子力工業の社長でございます。化学関係の出身でございます。それから副会長は三菱重工業の御出身でございます。冷凍関係でございます。それから監事は出光興産の御出身でございます。石油関係でございます。それから理事は、一人は硫酸関係の出身で、もと秋田石油化学でございます。それから理事といたしまして一人は理事が、酸素関係といたしましてもと日本酸素でございます。それから理事といたしまして一人はもとと参議院におられた方でございます。さらにもう一人はもとと参議院におられた方でございます。さらにもう一人の方は昨年亡くなりまして、現在空席になっております。

〔田中(六)委員長代理退席、森下委員長代理着席〕

○加藤(清政)委員 いまお聞きいたしますと、会長は住友原子力工業、副会長が三菱重工業、監事、それぞれ大体業界出身であるわけでありまして、一人参議院の方のお名前がお聞かせ願ひなかつたわけでありまふけれども、今度の改正案では協会の財務上の監督、特に通産省の監督は強くなつて、刑法上の訴追とかあるいは統制が大変厳しくなつたというのを聞いております。人的構成はやはり業務の公共性に見合った公的な性格を持たなければならぬわけでありまふけれども、役員をいまお聞きいたしますと、住友だとかあるいは三菱重工業だとか出光興産だとか、全部産業界で占められておるわけでありまふが、何と言つても公害防止に重点を置くという立場から学識経験者あるいは消費者等もこの役員の中に入れてそ

の公共性を明らかにすることではなければならぬと思ふわけでありまして、こういうところにも間接公官方式としての皆さんのあらわれておると言わざるを得ないわけでありまふが、この点につきまして、そういう公害防止対策あるいは公害に対する適切な学識経験者を入れる考えがあるかどうか、通産大臣からお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐藤(澤)政府委員 協会の使命といたしましては、われわれといたしまして、特殊法人でございますので、特に理事につきましましては公的マインドが強く、さらに技術的な仕事に多い関係もございまして、高圧ガスに關します技術的知識が豊富で、しかも人格高潔な方を選任するという基本的な考え方であつたわけでございまして、政府からの資金援助もこの協会に初めて行われまふので、われわれといたしましてはこの協会の公共性につきましましては一層重大な関心を持つてございまして、今後、ただいま空席になっております理事の後任にいたしまして、それからさらに近いうちに任期が切れます理事の方々につきましても、十分にそういう観点に立ちまして人材を選任いたしてまいる考え方をございまして。

それから、特にこの高圧ガス保安協会といふものは、単にいわゆる石油化学等の先端を行く技術産業のみならず、一般のL.P.の関係の仕事もやっておりますので、一般ユーザーの方々の御意見も十分に反映させなければならぬということでは先生の御指摘と全く同感でございます。ただ、その方を理事にするかどうかということとは、技術的な問題が非常に多いということもございまして、いろいろ検討せざるを得ないと思ひますが、ただ今度協会の中にL.P.の保安センターを設立することになっておりまして、そういうものの運営等につきましましては委員の形で御依頼申し上げまして、一般の消費者の方々の御意見を十分に反映せしめるように今後この協会の運営の中に織り込んでまいりたい、こう考えております。

○加藤(清政)委員 それと大体同じことですが、協会の評議員についてお尋ねしたいと思うのですが、高圧ガス取締法の第五十九条の二十三で、予算の収支とか事業計画とかあるいは資金の計画を決定するという非常に重要な役割に評議員の役割がなっているわけでありまして、その評議員が二十九名あるわけでありまして、そのうち業界代表が二十七名を占め、大学関係者は一名、公害等調整委員会の委員が一名であるわけでありまして、これは業界のための協会であって、国民の安全確保を公平に実施する組織にしては常識をはずれた偏り方の人選であると言わざるを得ないわけでありまして、現行法の五十九条の二十二では、評議員は会員から選挙することになっております、また五十九条の九では、会員の資格は業者及び専門家であるということにされておりますが、これを改正して、少なくとも業界代表者は半分以上にすべきではなからうかということでありまして、安全問題の専門家とか公害問題の専門家とかそういう代表を加えて、企業に対して厳しい注文をつけられる立場にある人々をこの際大幅にふやすべきであらうと思ひます。そして、協会の運営につきましても、そういう学識経験者とか公害対策の経験者とかを、そういう業界との中でチェック・アンド・バランスというようなことで考えていかなければならないと思ひますが、この点についてお尋ねしたいと思ひます。評議員の人選を、半数は企業の代表、半数は学識経験者あるいは公害に対する防止対策委員というように、その実効を伴うような人選をするかどうか、その点の考え方についてお尋ねしたいと思ひます。

性格は、主として会員に関する事項、たとえば会費の額をどうするか徴収の方法をどうするかというものにつきましても議決機関でございまして、特殊法人としての重要事項につきましても、これはあくまで諮問機関でございまして、議決機関ではございません。さればとて、評議員会のメンバーが業界の人に偏るということは余り好ましくないわけではございませんので、この辺につきましても事実上学識経験者を、各種の委員会がこの協会にございまして、そのうち十分に、特に重要事項についての御意見が中立的でしかも非常に学術的な人材、高圧の方の御意見が反映できるような仕組みを今後の運営の中に織り込んで考えていきたいと思います。

○加藤(清政)委員 大体会費を取って賄っているというお話でありましたが、今年度予算の上では補助金が三億五千万、そして協会の運営費が約六億、十億近い国費を充当しておるというように考えられるわけでありまして、しかも今度の改正案によりまして、この協会の一段と強化することとあるわけでありまして、この協会の諮問機関たる評議員会におきましては、やはり企業代表、さらにまた公害あるいは安全対策に対する学識経験者あるいは消費者代表というように、そういう中で、少なくとも十分に安全確保について、協会運営についての発言がそういう角度から大きくなるようにすべきではなからうか、そのように思ひますので、いま、学識経験者や公害関係者に対して、今後とも人選については考慮するという御答弁がありましたので、そのようにひとつお願いしたいと思います。

さらに、この協会にある技術委員会の構成を見ましても、技術委員会の委員は三十名でありまして、委員長は大学教授でありましても、他の技術委員は、二十九名のうち五人が大学関係者、四人は政府機関の関係者で、残りの二十名は企業または企業の団体の人であるわけでありまして、技術問題の担当組織が重要な役割を持つことは保安上当然であるわけでありまして、技術委員会委員に企業の人々が全部不適格とは言えないわけでありましても、圧倒的に企業サイドの人が多いのは大変問題だろうと思ひわけでありまして、技術委員会の委員構成も企業サイド以外の人のウェイトを高くしていかなければならないと思ひますが、通産省の考え方をお尋ねしたいと思ひます。

○佐藤(淳)政府委員 技術委員会の現在の構成は、先生からいま御指摘のあったとおりでございまして、確かにこの構成から見ますと、そういう点を御指摘になるのはごもっともと思ひますが、ただ、この高圧ガスの産業は特にこの十数年来急激に発達してきた、しかも技術の中身がほとんど大半が海外からの技術輸入であったということで、なかなか国内的にこういうことを十分にマスターされる方々がおられないわけでありまして、したがっていま申し上げたように、歴史的にやむを得ずこういうことになってまいりましたわけでありまして、最近ようやくこの産業も一応世界的に成長を遂げまして、大体落ちついてまいりましたし、技術も大学等においても相当着実にまわりましたので、今後は中立の方々をより多く入れて運営していくことは可能かと思ひますが、そういうような歴史的な過程があつて、やむを得ずそうせざるを得なかつたということをもひとつ御了解いただきたいと思います。

○加藤(清政)委員 高圧ガス取締法の五十九条の二十八で、高圧ガス保安協会は高圧ガスの保安に関する技術的な事項についての調査、研究及び指導を行うことと、さらに改正案では計画的に保安基準の整備を行はせるといふことになっており、また防災には最も重要な危害予防規程に意見を述べることになっておりますが、これは本来外郭団体たるこういうところにやらせるといふことでなくして、政府ないしは政府の設置する審議会が当然行うべきではないかと思ひわけでありまして、このような重大な役割を高圧ガス保安協会にやらせるといふのは大変問題だろうと思ひますが、

なぜ協会にやらせなければならぬのか。たとえば石油パイプラインについての石油パイプライン事業法では国または地方公共団体が行うことになっておりますけれども、少なくとも政府あるいは審議会がこういう問題については責任を持つべきではなからうかと考えるのですが、この点についていかがでしょうか。

○佐藤(淳)政府委員 この協会はいわゆる外郭団体ではございませんで、法律で定められました特殊法人でございまして、したがって、国の意思を的確に実行する機関でございまして、またこの協会に課せられた一つの使命をいたしまして、他国に比べる国の特殊法人と比べまして格段に違ひます点は、非常に特殊な技術問題をこころ十分に検討せざるというところでございまして、しかも取り扱うこの高圧産業といふものは、年々日進月歩の技術革新の激しい産業でございまして、これを十分にふだんから勉強もし、実態を把握して、常に新しい保安技術基準をつくっていくかなくてはならないという使命を与えておるわけでありまして、一方、これを審議会でもやらせるといふことは、そういう仕事の内容が非常に専門的であり、しかも刻々と技術の内容がかわっていくというところをフォローさせるには、一般的な審議会では余りにも実態にそぐわない面がございまして、それで、審議会につきましても、高圧ガス並びに火薬もやっておりますので、この産業の政策的な方向をいろいろ御議論いただいておりますので、一般的には、確かに一般の産業であればこういう審議会の場を使いましてこういう技術基準を検討することもあり得るかと思ひますけれども、こういうような非常に特殊な産業を取り扱うために、やむを得ず、この協会にやらせる方が適当であらうという判断でございまして、にやられたわけでありまして、特に危害予防規程といふものは、企業の保安の万全を期すための最も根幹となる問題でございまして、中身はほとんど技術的な問題でございまして、先ほど申し上げました趣旨にかながみまして、協会の一つの

委員に企業の人々が全部不適格とは言えないわけでありましても、圧倒的に企業サイドの人が多いのは大変問題だろうと思ひわけでありまして、技術委員会の委員構成も企業サイド以外の人のウェイトを高くしていかなければならないと思ひますが、通産省の考え方をお尋ねしたいと思ひます。

○佐藤(淳)政府委員 この協会はいわゆる外郭団体ではございませんで、法律で定められました特殊法人でございまして、したがって、国の意思を的確に実行する機関でございまして、またこの協会に課せられた一つの使命をいたしまして、他国に比べる国の特殊法人と比べまして格段に違ひます点は、非常に特殊な技術問題をこころ十分に検討せざるというところでございまして、しかも取り扱うこの高圧産業といふものは、年々日進月歩の技術革新の激しい産業でございまして、これを十分にふだんから勉強もし、実態を把握して、常に新しい保安技術基準をつくっていくかなくてはならないという使命を与えておるわけでありまして、一方、これを審議会でもやらせるといふことは、そういう仕事の内容が非常に専門的であり、しかも刻々と技術の内容がかわっていくというところをフォローさせるには、一般的な審議会では余りにも実態にそぐわない面がございまして、それで、審議会につきましても、高圧ガス並びに火薬もやっておりますので、この産業の政策的な方向をいろいろ御議論いただいておりますので、一般的には、確かに一般の産業であればこういう審議会の場を使いましてこういう技術基準を検討することもあり得るかと思ひますけれども、こういうような非常に特殊な産業を取り扱うために、やむを得ず、この協会にやらせる方が適当であらうという判断でございまして、にやられたわけでありまして、特に危害予防規程といふものは、企業の保安の万全を期すための最も根幹となる問題でございまして、中身はほとんど技術的な問題でございまして、先ほど申し上げました趣旨にかながみまして、協会の一つの

上げました趣旨にかながみまして、協会の一つの

新しい仕事に繰り込んだわけでございます。

○加藤(清政)委員 続いて危害予防規程についてお尋ねしたいと思いますが、大体事故を起こさないようにするためには、教育だとかあるいは講習だとか、そういうことが重点でなければならぬわけですが、また半面、事故が発生したときは適切な手を早く打って、そしてできるだけ事故を小さくしていかなければならないということになろうと思うのですが、そのためには危害予防が大変大切になってくると思うのですが、最近における石油化学コンビナートにおける高圧ガスの事故を調べてみますと、昭和四十八年の七月七日の日光石油化学工業の徳山工場の火災以降十七件の事故が発生しておりますが、そのうち死亡事故は五事件、人身事故は九件にも及んでおります。通産省のまとめた資料によりますと、その事故の内容は誤った操作や監視の不徹底等の人的な要因による、人間の不注意によるものが十一件あるわけでありまして、これは高圧ガス取締法の第二十八条の危害予防規程に欠陥があつて起こつたと考えられますが、通産省は一体どう考えておりますか、その点についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐藤(淳)政府委員 一昨年の頻発いたしました石油化学コンビナートの事故を通産省でもいろいろ分析いたしました結果、やはり従業員の誤操作とかあるいは現場の事故に対する判断の過ち等々が指摘されておるわけでございまして、これを絶滅をいたすためには先生の御指摘のように危害予防規程、そういうものを十分に繰り込んだ形でやっいていかなければならないということでございますが、遺憾ながら従来の予防規程には必ずしもそういう面の配慮が十分に盛り込まれておりませんので、今回全面的に改めまして、しかも二年前の事故等を十分に分析しました結果を繰り込みまして内容を改めてまいりたいと思ひます。

○加藤(清政)委員 この危害予防規程に関連いたしました資料を要求したいと思ひますが、高圧ガス取締法の第二十六条で危害予防規程は都道府県知事の認可を受けなければならないとして、都

道府県知事の認可を必要としておりますけれども、事故を起こした会社の危害予防規程をこの際ひとつ資料として御提出願ひたいのですが、お諮り願ひたいと思ひます。

○森下委員長代理 出せますか。

○佐藤(淳)政府委員 御要求の資料は、委員長を通じて差し上げることに準備いたしましたと思ひます。

○加藤(清政)委員 また、下請作業員が関係して事故が発生しておるのがありますけれども、下請に対する会社の監督が不徹底なのではないか。下請に対する保安教育水準が大変低いために事故が起きておると考えられますが、今後、下請作業員の教育について具体的にどのような措置を講じられるか、その点をお尋ねしたいと思ひます。たとえば四十九年の三月二十六日に日光興産の千葉製油所で起こつた事故は、凝縮液分離槽の頂部に設置されておりましたベンドバルブキャップをはずそうとして下請作業員がフランジボルトを誤つて緩めたために大事故を起こしたということで、下請作業員の誤りによって大事故を起しておるわけでありまして、この下請作業員の教育について具体的にどのような措置をとっていくか、大変重要なことだと思ひますので、お尋ねしたいと思ひます。

○佐藤(淳)政府委員 ただいま先生がお述べになりました事故の原因は、御指摘のとおり下請が問題であつたわけでございまして、

それで、下請につきましては今後の管理の問題でございますが、何といひましても下請管理が適切に行われますことは保安対策上きわめて重要なことでありまして、従来から清掃とか修理時に下請企業の従業員を使用する場合には、責任者が現場に立ち合うことなどを強く指導をしてまいつております。危害予防規程について現行法の記載事項といたしましては、下請管理に関する事項が明記されておりましたために、一部の事業所におきましてはこの点の記載が予防規程にございませ

ん。今回の法律改正によりまして、危害予防規程

の意義が一層高まりますので、下請管理に関する事項を法定記載事項といたしまして追加するよう

にいたしたいと思ひます。

さらに、下請従業員に対しまして教育につきま

しては、法律の二十七条の規定に基づき保安教育計

画の内容といたしまして、この計画を作成するよう

にさせておられますが、今回の法律改正に伴う保

安教育計画強化の一環といたしまして、下請従業

員に対する教育について、教育内容、教育時間、

その実施を強く実施してまいります。

さらに、これに加えて、保安上の観点から

いたします下請管理の強化策といたしまして、下

請保安員に關します作業マニュアルの整備、作業

指示の内容の明確化と指示系統の一元化、作業の

際立ち会い、監督の徹底、作業後におきます作

業内容の確認の徹底につきまして、強力に関係事

業者に対しまして指導してまいります。

さらに、今回の法律改正によりまして、保安管

理組織の拡充強化を図りまして、特にコンビナ

トのような大規模な事業所につきましては、保安

企画推進員の選任を義務づけることにしてござい

ますが、下請管理につきましては専任の保安企画推

進員を選任させまして、いままで述べましたよう

な下請の指導、監督に関する事項を管理させるこ

とにいたしまして、下請に原因いたします事故の

防止に努めてまいります所存でございます。

○加藤(清政)委員 本法案の二十六条第二項で、

「前項の認可の申請をする場合には、当該危害予

防規程について高圧ガス保安協会の意見を聴き」

とありますが、その危害予防規程の作成や変更を

指導する場合には、たとえば火災が発生したとき

にはどのような措置をとるかあるいは異常事態の

場合にはどういふプロセスを使つて装置を停止

させるとか、重要な修理を行うときには二重に

チェックをするとか等について具体的にさせるの

か、お尋ねしたいと思ひます。

さらにもう一点、会社の危害予防規程が公表さ

れておりませんが、人身事故は絶対に防がなけれ

ばなりません、人身事故予防の措置は、各事業

所に共通して盛り込まなければならないと思ひ

ますが、その点はどうなつておるかお尋ねしたい

と思ひます。

○佐藤(淳)政府委員 先生がいまおっしゃいまし

た火災時の問題あるいは異常事態の発生したとき

の措置あるいはダブルチェックの問題、人身事故

の予防措置等々につきましては、これからつくら

れますところの危害予防規程の内容として繰り込

んでまいりたいと思ひます。

それからさらに、この中に盛り込まれますところ

のマニュアル等につきましては、定期的な見直

しをやらなくては行けませんし、いろいろ内容を

改めていくということも必要でございまして、そ

の辺の危害予防規程の制定、改訂の時期、手続、

方法等も定めますし、マニュアル類の大綱及びそ

の制定、改訂手続あるいはスタートアップあるいは

はシャットダウン等のような手続等いろいろ盛

り込みまして、いま言ったようにさせてまいりた

いと思ひます。

○加藤(清政)委員 いままで危害予防措置につ

きまして、そういう事故防止に対するいろいろの点

が欠けておつたことが事故偶発の一つの大きな原

因になつたのではなかつたかと思ひますが、いま

からでも遅くはありませんから、いま局長が答弁

されたように、そういうことで速やかにひとつつ

くつてもまいりたいと思ひます。

次に、この高圧ガス取締法の一部を改正する法

律案と、さらに、政府は二月末までにコンビナ

トの防災対策法案をまとめて国会に提出する方

針を立てて、このために自治省あるいは通産省、

運輸省、環境庁など関係九省庁が協議して、この問

題点を整理して法案を提出するといふことがい

れておつたわけでありまして、コンビナ

トの防災は高圧ガスだけではなく石油タンク等

も含めて総合的に講ぜられなければならないと思

ひますが、高圧ガスだけの防災対策を決定してし

まうことは、それ自身がかりに必要なのであつ

ても、防災管理体制がばらばらであるといふ現在

○加藤(清政)委員　いま大臣から、自治省の方が取りまとめるということで御答弁がありました。が、大臣もこのコンビナートの防災対策については万全を期すという御答弁があったわけでありまして、高圧ガス取締法の一部を改正する法律ということだけではなくて、さらにコンビナート防災法につきまして積極的に取り組んでいただくとして、非常に多いコンビナートの事故、これによる大変な被害を考えますと、一日もなおざりにできないわけでありまして、大臣もう一度この防災法についての考え方をお尋ねしたいと思ひます。

○河本國務大臣 いま自治省が中心になってやっておられるわけですが、その基本的な考え方は、防災体制がコンビナートにおきまして一元的でない、てんでんばらばらになっておる、これはよくない、幾ら強力な対策をやろうと思っても、いまのような法律体制ではできない、でありますから一元的な法律体制をつくることによつて防災体制を強化して、こういう趣旨でございます。最近災害が続発しておりますので、何とかそういう法律を早くつくりまして、そして事故を未然に防止する、こういうふうにしなればならぬ、かように考えております。

○加藤(清政)委員 大臣からコンビナートの事故の多発化から、防災法設置について積極的な意欲のほどをお聞かせ願いましたので、一日も早くこの法案をつくって万全を期していただきたいということを要望いたします。

時間もと五分しかありませんので、最後にひとつLPガスの事故についてお尋ねしたいと思っております。

通産省の資料によりますと、LPガスの消費家庭での事故は四十六年以降大幅に増加しております、事故による死亡者も逐年ふえていくという現状であるわけでありまして、

その原因を分類いたしますと、七五ないし八〇％は消費者の不注意と言われておりますが、これだけLPガスの事故が新聞等で報道されている中에서도、いわゆる不注意といわれる事故は減らないわけでありまして、これでは近い将来、消費者の不注意がなくなることは考えられないということになるわけでありまして、なおかつ、爆発事故が発生すれば、周辺の家庭が巻き添えを食うということになるわけでありまして、国民の安全を確保するという立場から考えれば、早急にガス警報装置の設置の義務づけをすべきではなからうか、かように考えるわけですが、その点についてひとつお考えをお伺いしたいと思います。

また、前からガス湯沸かし器が設置されておりましたが、さらにそれを全部かえるということとは

大変でありますから、新設のところからでも義務化する考えはないかどうか、あるいは集合住宅、公団とかそういうところに早急に設置すべきではないか、こういう点についてひとつお考えを伺いたいと思ひます。

○佐藤(淳)政府委員 増大いたしております特に一般家庭の事故対策といたしまして、ガス漏れ警報器が一つの有力な保安の器具であることは、われわれも十分に承知いたしておるわけでございまして、何とかこれを十分に普及してまいりたいというふうに考えております。

ただ、LPをお使いになつておる家庭は、千八百万世帯という非常に膨大な家庭がおりまゝなつておりますので、これを法律的に義務づけるといふことになりまして、いろいろやはり検討しなければならぬ問題が出てまいるわけでございまして、特に、供給体制が万全かどうか、それからアフターサービス体制がどうかとか、あるいは本当に信頼性が十分に保ち得るのかということが、やはり法的に規制をするということになりますと、十分にその辺の裏打ちを得まして、十分な自信を得てから実施いたさなければならぬと考えておるわけでございまして、

ただ、さればとて、現在この事故を防ぐ有力な手がかりとしては、これが非常に有効であるといふこともございまして、現在のところはそういうような問題を研究しつつ、なおやはり並行的に普及していくという体制を考えまして、月々できるだけわずかのお金で自分の物になるようなリース制度を来年度から実施するような仕組みを考えておまして、いろいろ先生のおっしゃったような趣旨を踏まえつつ、一刻も早く各家庭に、しかも集合住宅等に重点的に設置いたしますように、いろいろ機器の開発も含めまして検討してまいりたいと思ひます。

○加藤(清政)委員 質問を終わります。

○森下委員長代理 山崎拓君。

○山崎(拓)委員 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案に関連をいたしまして、家庭用LPガスの

対策にしばつて御質問を申し上げます。

まず、昨年の七月三十日に高圧ガス及び火薬類保安審議会の答申が出されております。この答申の中で、特に消費者保安対策として指摘かつ提言をされております諸点につきまして、まずお伺いをいたしたいと思ひます。

まず、消費者に対する啓蒙並びに指導の徹底ということがございまして、現実には、たゞいまの委員の御質問の中にも出ておつたわけでございまして、最近LPガスの事故が非常にふえておるわけでございまして、事故の原因あるいは事故が発生しておる場所等につきまして、現状はどうかというところをお伺いしたいと思ひます。

○佐藤(淳)政府委員 LPガスによりまして事故件数は、都道府県からの報告によりまして、四十七年で三百六十六件、四十八年で三百八十四件となつておりました、四十九年もまだ確報ではございませぬけれども四百八件というように増大いたしております。

〔森下委員長代理退席、田中(六)委員長代理着席〕

それで、事故の発生場所を、事業所あるいは運搬中及び消費先の三つに大別いたしますと、消費先におきます事故が大部分でございまして、四十七年二百九十九件、四十八年が三百六十八件、四十九年が三百八十八件ということになっております。しかも、消費先の事故の多くが一般家庭あるいはアパート、しかもそれは浴室内が多く、また飲食店の事故が多いわけでございまして、

この原因をいろいろ分析してみますと、元栓あるいはガス器具の不完全な閉止、あるいはゴム管接続部の緩みとかはずれ、あるいは元栓の使つてない側の誤った開放、あるいは点火及び着火の不確実等々の事故が大半を占めております。また、需要の増大、消費機器の多様化、家屋構造の密閉化等々を背景といたしまして、事故件数の増加とか被害の大規模化あるいは第三者を巻き込むような被害の増加が見られておるわけでござい

○山崎(拓)委員 事故の原因をたゞいまお伺ひしてみますと、消費者のミスによるものが非常に多いというふうに感じられるわけでございまして、今般高圧ガス保安協会の中に消費者保安センターをつくられるということもございまして、ぜひ消費者の啓蒙、教育に相当な力を入れていただくように積極的な対策をお願いしたいと思ひます。

同時に消費者教育を、そういう今日の構想もさることながら、やはり学校教育の中でのものではなからうか。特に一千八百万世帯に及ぶ消費者層の大きさを考えますときに、そのような必要性を痛感するわけでございまして、この点についてはどのようなお考えをお持ちですか。

○佐藤(淳)政府委員 御指摘のとおり、LPガスの使われている家庭は非常に膨大でございまして、この方々が十分に注意してお使いいただくに啓蒙をしていくことが非常に大事な仕事でございまして、しかも、この販売業者が非常に弱小で、細の方が多いという特殊事情もございまして、これにつきましてもやはり国も積極的にこの問題に取り組んでいく必要があるだろうというところをございまして、予算面におきましては、消費者保安センターを設置するとかあるいは保安啓蒙についての予算を計上いたしまして、いろいろ積極的に行つてまいり、考え方をとつておりますが、さらに学校教育の面からも子弟の教育の中にこれを織り込んでいくということも非常に有効であると思ひまして、われわれの方としてもいたしましていろいろ文部省の方に御要望申し上げておるわけでございまして、現在小学校の五年生及び中学校の一年生の家庭科の教科書にはガスに関することが載つておるわけでございまして、これだけでは必ずしも十分でございませぬので、四十九年度においては官民が協力して実施しておりますLPガス事故防止事業の一つといたしまして、全国の小、中、高等学校に壁新聞を配布いたしまして、全国の先生方の教本にお使いいただいて子弟教育をやつていただいております。

○山崎(拓)委員 だいたいお話がございましたけれども、ぜひ正規の学校教育のカリキュラムの中にこのことが採用されるように、なお今後とも御努力をいただきたいと思ひます。

次に、この答申の中で消費者用安全機器の設置の促進ということが出てまいっておりますけれども、いまそれが受けまして来年度は特にガス漏れ警報器の普及ということを実施として打ち出し、おられるのであらうと思ひます。

そこで、現在市販されておるガス漏れ警報器の性能上の問題であります、いろいろ業者等から聞いてみますと、たとえば電圧の低下などによっても警報器が作動して鳴り出すという場合もある。あるいはたばこやスプレーその他の臭気によっても警報器が作動することもある。以上のように、全くガス漏れに関係なくとも警報器が作動することがあるということもございます、そういう警報器を仮に普及せしめても弊害を伴うということになりまして、この点当局はどう考えておるか、承りたいと思ひます。

○佐藤(淳)政府委員 一般家庭におきます保安器具といましては、ガス漏れ警報器は非常に有力な手段であるわけですが、いま先生御指摘のように、この信頼性につきましては、現在の時点では必ずしも十分とは言えない点も多々あるわけでございます。したがって、今後は十分に信頼性が確保できるような手段を講じていく必要がございますために、高圧ガス保安協会に検定制度を設けまして、しかもこの検定基準は大幅に強化いたしまして、有効にこれが働いて誤操作につながらないとか、あるいは有効にこれが鳴らないために消費者の方がはつきりしようとかいうようなことが起こらないように十分に注意してまいりたいということで、ことしの一月一日から検定基準を強化いたしましたわけでございます。さらに、これは一遍掘り上げてからは投げつけ放しでは非常に精度も落ちますので、十分にアフターケアをやっていくかなければならないという問題もありまして、これにつきましてはメーカー、販売業者につ

対しましてリース後も定期的なアフターケアの徹底を図るようになさってまいりたいと思ひます。

○山崎(拓)委員 警報器がつけ始められてから数年たつと思ひますのでありますが、警報器のいわゆる保証期間というものがあるが、警報器のいわゆる保証期間とありますが、その保証期間を経過したものの、それについてどう対処するのか。また、警報器のエレメント等の取りかえ経費の負担の問題、作動状況の保守管理の責任分担、そういった問題があるものでありますが、警報器の普及を促進される以上、そういう問題点についてあらかじめ準備をしておられると思ひますのでありますが、いかがですか。

○佐藤(淳)政府委員 現在、このガス漏れ警報器の保証の期間は大体二年になっておるわけですが、いまが、今後リース制度を行う段階になりますれば、これを三年程度に延長いたしまして、この間は、販売業者とメーカーに十分にアフターサービスと、それから故障が起きた場合は修理するということのようなことの責任をとらしてまいりたい、こう考えております。

○山崎(拓)委員 ガス漏れに対する警報器の設置ももちろん対策として効果があると思ひますけれども、やはり最大の急務は、何と云ってもガス漏れのしない燃焼器具を出すということが一番肝心なことではないかと、その点についての対策はいかがですか。

○佐藤(淳)政府委員 器具の改善につきましては、ストーブとかふろがま、あるいは瞬間湯沸かし器等の口火が立ち消えた場合には元栓が締まるような形の機器を開発いたしまして、今後売られる器具につきましては、その器具以外売ってはいないというものを一月十五日付で告示いたしております。それから、特にホースにつきましては、ゴムのひび割れによりまして自然とガスが漏れて災害につながる例が多い関係もございますので、ゴムホースの規格を改めまして丈夫なものにしていく。移動性でないもの、固定的なものにつ

きましては、できるだけ金属製のホースを使つてもらう等々、設備改善の面からも保安体制の確立を期してまいりたい、こう考えております。

○山崎(拓)委員 次に、同審議会の答申の中に「液化石油ガス販売事業者の調査業務の適確な履行の確保」ということがございまして、それから、それに関連をいたしておるわけでございますが、「液化石油ガス保安調査代行組織の充実」、この二点が実は指摘をされておるわけでございます。もちろんこれは液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の十五条に規定した問題でございますが、この十五条によりまして、販売業者には、ガスを供給している消費者の消費設備を定期的に調査をして、技術上の基準に適合しているかどうかチェックをするという調査義務が課せられておるわけでございます。そういうことで現在販売業者が調査をやっておるわけでございますが、その調査は現在の販売業者独自、単独ではなかなか有効にやり得ないということで、保安検査の代行機関を各県内においていろいろな形で実はつくられておることは御案内のとおりでございます。

そこで、保安代行業務をやっておるこの保安センターの稼動状況でございますが、全国的に見ましても、保安センターなるものに業務を委託しておる個別の事業者、販売店はそのくらいか。いわゆる加入率ですね、それはどのくらいであるかというのをまず承りたい。同時に、保安センターが受け持つおるLPガスの消費世帯数の割合を、概略で結構ですからちょっと教えていただきたいと思ひます。

○佐藤(淳)政府委員 特に一般家庭の定期検査につきましても、販売業者に義務づけしておるわけでございますが、約五万軒に上る販売業者の方々の中には、実際問題として十分に保安検査が行われるにいく方々も入っておりますので、これにかわる検査体制をいたしまして、各県の保安センターにいろいろ御指導願つておるわけでございます。いま御質問の、大体一般家庭でこのセンターに依存しておりますのが一五％程度でございます。

ただ、これも年々増加いたしておる傾向がございます。したがって、販売店も大体同じ程度の依存率であらうかと推定されます。

○山崎(拓)委員 一五％というのは意外な数字だったのですが、私の出身県の福岡県では、この保安センターの稼動状況が非常に進んでおられて、平均八〇％の業者の加入率を示しておられます。また、消費者側からいいますと、七〇％が保安センターの調査を受託している。こういう数字になっておりました、恐らくそういうことであれば各県ばらばらの体制ではないかというふうに感ぜられます。

加えて、この保安センターの組織分類を見ますと、協会、支部、部会による組織と、それからガスの系列による組織、あるいは有志の業者の集合による組織、また個人または法人による企業としての代行機関というふうな主として四つの組織分類に分けられる。また法人格を見ましても、協同組合のものもございまして、会社もありまして、任意団体もありまして、個人もあるわけでありまして、こういう保安センターのばらばらなあり方、そういうもので果たしたいのかどうか、この点について御見解を承りたいと思ひます。

○佐藤(淳)政府委員 保安センターは、四十六年当時は四十九、四十九年四月では二百七十一というところで非常に急激にふえてきておるわけで、したがって非常に急激にふえておるという傾向は各県に及ぶものと思ひます。そういう傾向は各県に及ぶものと思ひます。そういう傾向は各県に及ぶものと思ひます。そういう傾向は各県に及ぶものと思ひます。

○山崎(拓)委員 だいたいお話がありましたよう

に、この答申の中でも、「調査代行組織を現行制度の中で明確に位置づけし、具体的にとり入れていくことが必要である」かように書いてあるわけですから、そのような方向でやっていただくわけでありまして、明確に、具体的に取入れていくというところでありまして、調査代行組織に対する人的あるいは技術的な、資金的な条件を明確に示してそのような制度を設ける必要があると思つておりますが、その点について、具体的な検討がどの程度進んでおるか、この際承っておきたいと思つております。

○佐藤(淳)政府委員 この保安センターの資格要件につきましては、保安問題を取り扱う非常に重要な機関でございますので、技術的な問題あるいは資金的な裏づけの問題等々につきまして慎重に検討いたしまして、都道府県といたしましては協議を重ねておる段階でございます。近いうちに一応の案を決定する段階までまいっております。

○山崎(祐)委員 そこで、この問題はこれで終わりますが、福岡県の場合もこの保安センターが二十一もあるわけなんです。それぞればらばらにやっておるわけでございますが、少なくとも事業内容の統一でありますとか、あるいは保安調査員の検査範囲と検査技術の統一、あるいは保安調査員が営利行為や金銭の授受をやらぬ、という禁止、あるいは保安センターの責任、損害補償制度に対する考え方、こういった面で基本的な運営方針を統一してもらふ必要がある、かように考えるわけでありまして、また、このような組織を今後活用し、かつ拡大していくという御方針ならば、当然補助金制度の採用についても御検討をいただきたい、かように考えるわけでございます。その点は要望に一応とどめておきたいと思つております。

そこで、今回の取締法改正案の中で容器に対する規制の整備ということが出てまいっておるわけでございますが、これは非常に合理化をもたらすものであり、また同時にバルブ等の検査を新しく採用されるということは非常に大切なことであると思つておりますが、ただ刻印を押すと申しまして、

全国の容器本数は四千万本に達するというところでございますから、これを数年にわたって検査期限の来たものから刻印を押すということであろうと思つておりますが、仮にこの刻印の費用を一本五百円に見ましても二百億円という費用が実にはかるわけでございます。この費用は一体だれが負担をするのかということについてお伺いしたいと思います。

○佐藤(淳)政府委員 刻印の費用は大体数十円じゃないかと思つてございまして、これは容器の検査手数料の中に織り込んで徴収したい、こういうふうな考え方を持っております。

○山崎(祐)委員 それでは、メーター法制化のことについて資源エネルギー庁の方にお伺いをしたいと思つておりますが、メーター法制化はいよいよ猶予期間の二年を三月いっぱいまで経過をいたしました。四月一日から完全実施を行つていただく段階に立ち至つておるわけでございますが、その際、近い将来に都市ガスが敷設される地域あるいは非常に少量消費の家庭等に対しては猶予措置を講ずるということをお承りしておるわけでございますが、資源エネルギー庁の現在の考え方を承りたいと思つております。

○左近政府委員 ただいまのお尋ねのございましてメーター法制化の現在の進行状況及び通産省資源エネルギー庁が考へております現在の考え方を御説明申し上げたいと思つております。

御承知のとおり家庭用LPGの販売を適正にするために質量販売よりは体積販売の方が消費者の利益になるといふことから、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の省令を改正いたしました。今年の三月三十一日までの間の小型容器等の適用除外を除いてはメーター制による販売ということに切りかえることにいたしましたわけでございます。そういたしまして、通産省及び都道府県その他の方々の御努力によりましてメーター化が比較的順調に進みまして、現在メーター化率は全国平均で約八〇%にも達しておるといふふうに思われるわけでございます。

こういうふうなメーター化が進んでまいりましたのですが、そのメーター化の過程で二つ問題点が起こつてまいりました。一つは御指摘になりましたやうな点でございまして、一つは、ごく近い将来にこの使用をやめることがはつきりしておるやうな消費者に対してメーター化を強制するのはどうであらうかということでございます。これは、御指摘になりましたやうに、近く都市ガスに転換するということがはつきりしておるやうな場合とか、あるいはその土地が土地収用法その他のことによつて近く明け渡すということが明白になつておるといふ場合のやうなときに、メーター化をするということも消費者の利益にも合致しないといふやうな問題が出てまいりました。それからもう一つは、少量消費者に対してはメーターを取りつけることがかえつて負担を大きくするといふことで、消費者の利益を増大するといふ本来のメーター化の趣旨が、そういう場合にはかえつて逆になるのではないかとやうなことがあつたわけでございます。

こういうやうな事態が出ますと、かえつて本来のメーター化推進というものが、そういうものがあることによつてなかなかうまくいかないといふことでは困りますので、実は昨年十一月から液化石油ガスメーター設置問題委員会というものを当庁に設けまして、学識経験者それから消費者、販売業者等々の方のお集まりを願つて検討いたしましたわけでございますが、検討結果といたしましては、本来メーター化を大いに促進すべきであるけれども、いまの二点については省令改正を含めて何らかの措置を講ずべきであるといふやうな結論をいただいたわけでございます。

したがいまして、当庁といたしまして、その二つの問題について現在、先ほどの法律の省令の改正案を検討しております。内容は、やはりメーター化を推進するといふ基本方針は変えない。したがって、二つの点の例外は極力しほるといふことで考へておりまして、近い将来使用をやめることになるといふのは、都市ガスの転換

が確実な場合ということがはつきりしておるといふやうな事態で、通産大臣が特別に認めた場合といふことに限定をして、そういうものだけを適用除外にするといふやうに範囲を狭めることにいたしました。

それから、少量消費者についても、十キロボンベを使用している消費者のうちで月間の平均消費量が、大体過去六カ月の平均でございまして、六キロ以下のものといふやうに限定をしよう。しかも、これは適用除外にするのではありません。でも、一年半だけ経過期間を猶予しよう、その間に逐次切りかえていくといふことでございまして。実はこの少量消費問題については、最近いろいろ問題が出てまいりましたのは、一昨年の石油ショック以来非常に物価高になつておる。ですから、消費者の負担が現在非常にむづかしい時期に来ておる。もう少し平穏になれば、確かに消費者がこういう工事費等々の負担をしてもいいんだけれども、いま急にやられては困るといふやうな声もあつたものでございまして、こういうやうな期間延長を考へたわけでございます。

以上のような案を考へまして、実はこれは法律に基づきまして公聴会を開くことになっておりますので、三月三日に公聴会を開いて広く一般の意見を聞き、その結果に従つて、この省令案を制定することにしたといふやうに考へております。

現在の考え方は以上でございます。

○山崎(祐)委員 このメーター法制化につきまして、なお二、三の点をお伺いしておきたいのです。それは八〇%普及しておるといふお話でございましたが、業者によつて、非常にまじめにつけておる業者といふのは自分の需要者にはほとんど一〇〇%つけておる。ところが、つけてない業者はほとんど一〇〇%つけていない。その分が二〇%に当たつておるといふやうな現状であるのかのことが聞いておりますが、仮にそうであるとしたしますと、まじめにメーター取りつけを実施してき

なっているのではないかと、この点が疑問の点の一つであります。

それから、少量消費と言われますが、そこで猶予措置が来年のどのくらいか、私の承るところによると一年半ぐらい猶予措置を待とうということのように承っておりますが、これは、それは非常に長い感じがするわけでありまして、と申しますのは、それならば、すでに少量消費の方でもメーターをつけておられる方がおられるわけでありまして、そういう方のメーターが仮に取りはずされた場合、そういう場合は補償措置を講ずるということになるのかどうか、そういう問題が発生してくるのではないかと思います。

それから、少量消費に対して猶予措置を講じようという考え方の背景には、メーターの取り付け費用が消費者負担の原則になっておるといふことがあるのではないかと、思うのでありますが、メーターの取り付け費用というものは、配管工事を伴う特別のケースを除きまして、千五百円から二千円程度のものではあるといふことでございまして、さほどの負担ではない、かようにも考えられるわけではございまして、以上のような論点からいいますと、むしろ行政の公平を期するためには少量消費の猶予措置という問題は問題の方が多いのではないかと、この感じがするのですが、いかがでございませうか。

○左近政府委員 ただいまのお話の点でございしますが、まず第一点の、すでにメーターを取りつけておられる方々、ことに販売業者の中でまじめにメーター化を促進してこられた方が、こういうふうな措置になりますと、言葉は適切でないかもしれませんが、いわばふまじめで余りメーター化を推進してこなかった販売業者に対してかえって非常に不利になって、いわば正直者がばかみをするということになるのではないかと、いふような御指摘でございまして、今回の措置は、先ほど申しましたように、少量消費とか近い将来にLPGの消費がなくなる場合ということに限定をいたしてありますので、一般的にメーター化をもしおくらして

いるものがありとすれば、これは本年の三月三十一日までにやらなければ法律の違反になりますので、その点についてはわれわれの方も関係府県ともよく連絡をとりながら、厳格に実施をするようにいたしたいといふふうに考えておりました。メーター化をおろそかにした人がかえって有利になるといふような事態は極力防いでまいりたいといふふうに考えております。

それから、第二点の少量消費者の場合の問題でございしますが、少量消費につきましても、やはりメーターの取り付け経費というものは問題でございまして、先ほど私が申しましたようなこともございまして、それで、地域にもよるわけではございますが、たとえば寒冷地帯などは、実は法律によりまして十キロボンベの場合は屋内設置が認められておる地域がございまして、そういう地域にメーターを取りつける場合には、やはりメーターは屋外から見られなければならないということ、実はその場合に、屋外設置にして、それからメーターを取りつけるというふうな形の方が好ましいという形で推進しておる地方もございまして、そういういたしますと、やはり費用が相当かさむわけではございまして、一気にはいけないうふうな問題があるわけではございまして、したがって、この少量消費については量を極力限定いたしまして、先生の御指摘になるような弊害が出ないようにはいたしたいといふのが当方の趣旨でございまして、この点でやはりこういうものに妥当するごく少量の消費者については、当面こういう措置をした方がかえっていいのではないかと、いふことで、先生御指摘のように、行政の公平の問題と、それから少量消費者の利益擁護という問題と、なかなか均衡がむずかしい問題でございしますが、われわれといたしましては、この辺で線を引けばと、あえすこの均衡は保たれるのじゃないかといふふうに考えておるわけではございまして。

○山崎(拓)委員 時間が参りましたので、最後に一問だけお伺いしたいのですが、このメーターも検定の有効期限がございしますが、七年ということ

でございまして、そこで、そろそろ有効期限満了となるメーターが発生をしてくるようでありまして、このメーターの再検査をやる都道府県の計量検定所の施行体制がきわめておくれであるといふことで、この体制を早急に整備してもらいたいという要請が当然業界から出てくるだろうと思うわけでありまして、いまのところは、主としてこのメーターの方で、古いメーターを下取りするといふような形が行われておるようではございしますが、下取り価格というものはきわめて安いものであつて、この再検査機関の不備によって非常に損害を業者側がこうむつておる、かようなことも聞くわけではございしますが、この点についてどのような対策を講ぜられる方針であるか、最後に承りたいと思ひます。

○左近政府委員 メーター化の円滑な運営を図るためには、確かにメーターというものがある程度の有効期限が来たときに、再検査がうまくいかないと、いけないうことは、先生御指摘のとおりだと思ひます。この計量検定所の充実の問題につきましては、まことに申しわけないのですが、私の所管ではございませぬけれども、通産省の機械情報産業局によく連絡をいたしまして、この充実を図つてもらうことで、早速連絡をいたしまして、そういう措置をとっていききたいといふふうに考えております。

○山崎(拓)委員 終わります。
○田中(六)委員長代理 次回は、来る三月四日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時三十三分散会

商工委員会議録第三号中正誤

ベ 段行 誤 点 正

同 第四号中正誤

ベ 段行 誤 正

同 第五号中正誤

ベ 段行 誤 正

一 三四 米原親原 誤 正
二 一六 しょうか 誤 正
五 一八 韓で 誤 正
五 四七 (けれども) 誤 正
五 四七 (けれども) 誤 正

